

平成23年第1回

三重県議会定例会会議録

(2 月 24 日)
(第 4 号)

平成23年第1回

三重県議会定例会会議録

第4号

平成23年2月24日（木曜日）

議事日程（第4号）

平成23年2月24日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	48名			
1	番	長	田	隆 尚
2	番	津	村	衛
3	番	森	野	真 治
4	番	水	谷	正 美
5	番	杉	本	熊 野
6	番	村	林	聡
7	番	小	林	正 人
8	番	奥	野	英 介
9	番	中	川	康 洋
10	番	今	井	智 広
11	番	藤	田	宜 三

12	番	後藤	健一
13	番	辻	三千宣
14	番	笹井	健司
16	番	稲垣	昭義
17	番	北川	裕之
18	番	服部	富男
19	番	末松	則子
20	番	中嶋	年規
21	番	竹上	真人
22	番	青木	謙順
23	番	中森	博文
24	番	真弓	俊郎
25	番	舘	直人
26	番	日沖	正信
27	番	前田	剛志
28	番	藤田	泰樹
29	番	田中	博
30	番	大野	秀郎
31	番	前野	和美
32	番	水谷	隆
33	番	野田	勇喜雄
34	番	岩田	隆嘉
35	番	貝増	吉郎
36	番	山本	勝史
37	番	森本	繁
38	番	吉川	実
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央

41	番	中 村 進 一
43	番	西 塚 宗 郎
44	番	萩 野 虔 一
45	番	永 田 正 巳
46	番	山 本 教 和
47	番	西 場 信 行
48	番	中 川 正 美
49	番	萩 原 量 吉
50	番	藤 田 正 美
欠席議員 1名		
15	番	中 村 勝
(51	番	欠 員)
(52	番	欠 員)
(42	番	欠 番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大 森 秀 俊
書 記 (事務局次長)	高 沖 秀 宣
書 記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書 記 (企画法務課長)	永 田 慎 吾
書 記 (議事課副課長)	米 田 昌 司
書 記 (議事課主幹)	山 本 秀 典
書 記 (議事課主幹)	加 藤 元

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂 昭 彦
副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治

政策部長	小林 清人
総務部長	植田 隆
防災危機管理部長	東地 隆司
生活・文化部長	山口 和夫
健康福祉部長	真伏 秀樹
環境森林部長	辰己 清和
農水商工部長	渡邊 信一郎
県土整備部長	北川 貴志
政策部理事	梶田 郁郎
政策部東紀州対策局長	小林 潔
政策部理事	藤本 和弘
健康福祉部理事	浜中 洋行
健康福祉部こども局長	太田 栄子
環境森林部理事	岡本 道和
農林商工部理事	林 敏一
農水商工部観光局長	長野 守
県土整備部理事	廣田 実
企業庁長	高杉 晴文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山本 浩和
教育委員会委員長	清水 明
教育長	向井 正治
公安委員会委員	西本 健郎
警察本部長	河合 潔
代表監査委員	植田 十志夫

監査委員事務局長 長谷川 智 雄

人事委員会委員 楠 井 嘉 行

人事委員会事務局長 堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員 沓 掛 和 男

労働委員会事務局長 小 西 正 史

午前10時1分開議

開 議

議長（三谷哲央） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

議長（三谷哲央） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。48番 中川正美議員。

〔48番 中川正美議員登壇・拍手〕

48番（中川正美） おはようございます。伊勢市選出の中川正美でございます。質問に入らせていただく前に、まずは、一昨日、2月22日にニュージーランドで発生いたしました地震に伴いまして被災された皆様、心からの御見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは、通告に従いまして、順次、質問いたします。

野呂知事におかれましては、昨年11月に、今限りでの引退を表明されました。これまで国政に4期16年、市政に約3年、そして三重県政に2期8年と、長く行政のプロとして、国のため、地域のため、真剣に取り組まれたことに敬意を表する次第であります。

県政におきましては、平成15年4月に、みえけん愛を育む“しあわせ創造県”づくりという、県民が主役の県政の実現を目指し、知事に就任され、県民目線での県政を展開されてきました。「豊穰なる伊勢の海、力強い鈴鹿や熊野の山々、歴史と文化を積み重ねてきた町並、いつまでも、こよなく愛すべき美しい三重、それは、私たちの人生の舞台、人と人とのきずなを大切にしながら、一人ひとりが『しあわせ』を求めて舞う。これは知事に就任し、1年後に発表されました、県民しあわせプランの冒頭で県民の皆様へ呼びかけられた言葉であります。三重県の豊かな自然と歴史・文化に彩られた私たちのふるさと三重県に住む県民一人ひとりが、きずなを大事にしながら、ともに考え、行動しようとする姿をうたい上げたものと理解をしています。

私は、常々、1300年余の歴史の中で、伝統的な建築様式と工芸技術のみならず、日本人の心のありさままでも変わらず伝えてきた伊勢神宮の式年遷宮という行事に畏敬の念を感じるとともに、その精神的な価値を高く評価しております。この式年遷宮の行事と同様、各地で過去から続く伝統的な行事は、人と人、人と地域のきずながなければ存続し得なかったと考えるものであります。その意味で、県民しあわせプランが目指した連帯や思いやりといった人間関係を重視する絆社会の実現に向けての取組は非常に有意義であり、最近言われ始めてきました無縁社会という、個人と社会の関係性が崩れ、個人が社会から孤立をし、隔絶し、忘れ去られるような悲しい現実を克服する取組であるとも言えます。

さて、こういった絆社会の実現を目指し、豊かな自然や歴史・文化に培われたそれぞれの地域が持つ伝統行事であるとか、歴史・文化遺産などに着目し、それを地域づくり、まちづくりに生かしていこうとする地域の人々の活動呼び起こし、支援し、さらに高める「美し国おこし・三重」の取組もまた有意義であると思う次第であります。

三重県では、20年に1度行われる式年遷宮に合わせて交通網などのインフラ整備を行い、三重国体などの大きなイベントや行事、前回の式年遷宮であれば、世界祝祭博覧会、いわゆるまつり博などを開催し、地域の振興につな

げてきたところでありますが、今回の式年遷宮に合わせては、この「美し国おこし・三重」の取組が大きな意味を占めると考えています。

そこで、お伺いをします。

この「美し国おこし・三重」の取組は、平成26年までの6年間にわたる息の長い展開を目指し、野呂知事の強いリーダーシップのもと、一昨年スタートしたものでありますが、スタートから2年を経過したこの取組を、現在どのように評価されておられるのか、また、新しい知事にはどのような形でその思いを引き継がれようとしているのか、お考えをお伺いしたいと思えます。

次に、定住自立圏構想についてであります。

平成の合併により、平成10年度末に全国で3232あった市町村の数は、平成21年度末には1727にまで減少いたしました。本県では69市町村が29市町になったことは御承知のところであります。合併については、市町の規模が大きくなることで、その組織能力、行政サービスの充実に加え、財政基盤の充実が図れるといった御意見をお伺いしている一方、単独の道を選択された市町の中には、依然、厳しい財政状況のところもあるようであります。

私は、市町村合併が一段落した今、今後は、規模の小さな市町において、多様化、複雑化している住民ニーズに迅速かつ的確にこたえることのできるよう、周辺市町、地域との様々な形態による市町間連携を進めることがより重要になってきていると考えているところであります。これまで、地方は、歴史や文化の継承、美しい自然環境、景観の保全等の様々な機能を担いつつ、都市は、生活に必要な都市機能を供給することで、地方と都市は相互に補完、依存しながら支え合ってきたと言えます。しかしながら、我が国の人口は既に減少に転じており、特に地方圏では大幅な人口減少が予想される中で、今後は一層、都市の持つ都市機能と地方の結びつきを高め、それぞれの持つ課題に取り組んでいくことが求められているのではないのでしょうか。

国におきましては、圏域ごとの市町村を中心市と周辺市町村に区別し、中心市においては、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備すると

ともに、周辺市町村においては、必要な生活機能を確保し、中心市と周辺市町村が互いに連携、協力することにより、圏域全体の活性化を図る市町村連携の枠組みとして、定住自立圏構想を進めていくこととされました。昨年度には、定住自立圏等民間投資促進交付金による支援も行われており、こうした構想を推進していくための地方交付税等の財政支援制度も設けられたとお伺いをしているところであります。

県内におきましては、いなべ市が、一昨年9月1日に中心市宣言をされ、昨年4月9日、旧員弁郡定住自立圏の形成に関する協定を東員町と締結されたとお伺いをしているところであります。

そこで、お伺いをいたします。

もとより、県は、定住自立圏構想を推進する立場にありますが、この定住自立圏構想に対する県内の取組状況はどのようなものになっているのか、また、今後、県としてどのように取り組んでいこうとしているのか、お伺いをいたします。

次に、伊勢志摩であい交流スクエアの活用についてお伺いをいたします。

伊勢志摩であい交流スクエアの活用とは、まつり博跡地の活用であるわけですが、県では、交流・連携の場の視点、安全・安心の確保の視点、民間活力導入の視点からその活用を検討し、平成18年に県営サンアリーナとの一体利用と、産業用地としての活用を方針として掲げたところであります。その後、伊勢市が、民間活力を活用し、持続的な地域の発展の戦略の一つとして、スポーツによる誘客に視点を当てた新たな観光客層の獲得を目的に、伊勢フットボールヴィレッジ構想をスタートさせ、県営サンアリーナ前の県有地を構想の中核エリアと位置づけ、平成20年2月、市の申し出により、高台にある伊勢市所有地と県有地とを交換いたしました。その後、伊勢市の事情で、伊勢フットボールヴィレッジ構想に基づくサッカーコート等の整備は中断をしまいましたが、ようやく、この2月、伊勢市が着手する運びとなりました。

ここに至るまでには、この県議会でも、私を含め多くの議員から疑問とす

る点、賛同する点などについて議論、検討を重ねるなど、紆余曲折があったことは事実であります。また、この構想は、伊勢市の地域づくりの構想であり、責任を持って推進していくことは当然伊勢市にあるわけでありますが、県としても支援していくべきではないかと考えています。

そこで、お伺いいたしますが、伊勢市との土地交換が行われ、伊勢市がサッカーコート等の整備に着手する方針を表明されたことを踏まえ、今後、この整備がどのように行われていくのか、また、県として、今後、どのようにこの構想にかかわっていくのか、お伺いをしたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 答弁に先立ちまして、私からも、ニュージーランドの地震のことについて一言申し述べさせていただきます。

一昨日、2月22日、現地時間午後0時50分、日本時間の午前8時51分に、ニュージーランドの南島のクライストチャーチ付近でマグニチュード6.3の地震が発生をいたしました。この地震に伴いまして甚大な被害が生じており、まずは、尊い命を奪われた皆様に深く哀悼の意を表するとともに、被害者の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。報道されておりますように、邦人27名を含む約300名の安否不明の方々がおられるということではありますが、これらの方々が一刻も早く救出されることを願うものであります。

なお、三重県では、地震発生の情報を受けまして、現地の被害情報等を収集するとともに、直ちに、県内企業の進出の状況、小・中・高等学校、大学、短期大学、専修学校等の児童・生徒の渡航状況、旅行社によります観光旅行の状況、近海での漁船の操業状況、こういったことについて確認をいたしました。今のところ、安否不明の方はいないという状況を今の時点では把握しておるところでございます。

それでは、質問のほうの答弁をさせていただきます。

冒頭の「美し国おこし・三重」への思いについて、お尋ねでありました。

平成21年度にスタートをいたしました「美し国おこし・三重」につきましては、これまで、この取組の基本となります地域の課題やビジョンを語り合

う座談会を1100回以上開催してきたところであります。また、地域をよりよくしていこうと自発的に活動をされております240を超えるグループに、パートナーグループとして登録をいただいておりますところがございます。あわせて、平成22年度から開始いたしました、テーマに基づく取組におきましては、社会貢献活動に楽しみを加えたソーシャルレジャーの発信でありますとか、竹林整備や荒れ田の回復に取り組みますチャレンジキャンプなどを行いまして、地域や分野を超えた全県的、広域的な交流、連携、仕組みづくりを進めておるところでございます。

このようなことから、この取組の成果としては、一つは、文化力の視点から、地域の皆さんが地域や地域資源に目を向けるきっかけをつくったところがございます。それから、二つ目に挙げれば、グループの掘り起こしから、活動の自立、持続までの一連のプロセスを通して、地域づくりを支援していく仕組みの構築ができつつあるということが言えるかと思えます。そして、三つ目には、地域の皆さんが、地域づくりに自発的に取り組む機運が向上し、全市町に取組の輪が拡大してきたこと。こういったことが挙げられまして、文化力を生かしたきずなづくりが進みつつあると考えておるところでございます。

「美し国おこし・三重」は、6年間にわたって、文化力を生かした自立・持続可能な地域づくりを目指す取組でございます。文化力やきずなづくりという考え方は、どなたが知事になられても否定されるものではないだろうと、こう考えておるところでございますので、「美し国おこし・三重」の取組については、この取組の継続についても新しい知事に引き継いでまいりたいと、こう考えておるところでございます。

〔梶田郁郎政策部理事登壇〕

政策部理事（梶田郁郎） それでは、私のほうから、定住自立圏構想の関係と、フットボールヴィレッジ構想、この2点についてお答えさせていただきます。

まず、定住自立圏構想に対する取組状況でございますが、定住自立圏構想

は、中心市とその周辺市町村が、例えば、医療とか福祉、公共交通ネットワークなどのその地域の特性に応じた分野におきまして、互いに連携することで生活に必要な諸機能を確保しまして、人口の定住化につなげていこうとするものでございます。

県としましては、定住自立圏構想は、市町間の連携を通しまして、地域の魅力や発展の可能性を高めるものと考えておりまして、市町が地域の状況を踏まえ、主体的に判断して取り組まれることを期待しているところでございます。

県内では、7市が中心市に該当しておりまして、このうち、いなべ市が、東員町と昨年、旧員弁郡定住自立圏の形成に関する協定書、これを締結されたところでございます。また、本構想の取組を推進するに当たりまして、県では、これまで副市町長を対象としました定住自立圏構想推進フォーラム、この開催ですとか、市町の幹部会議に直接出かけて説明するなどによりまして、制度に対する市町の理解に努めてきたところでございます。さらに、県と市町の地域づくり連携・協働協議会、この地域会議におきまして、定住自立圏構想を検討会議のテーマとして取り上げまして、先進地事例の調査研究などを行うなど、県内各地域で圏域形成に向けた取組も進められているところでございます。

県といたしましては、こうした状況を踏まえまして、引き続き、圏域の枠組みづくりや調査検討に対する支援を行いまして、市町間の連携が円滑に行われるよう必要な役割を果たしていきたいというふうに考えております。

続きまして、フットボールヴィレッジ構想の関係でございます。

伊勢市が推進します伊勢フットボールヴィレッジ構想は、県との交換により取得しました県営サンアリーナ前の土地等にサッカーコートを整備しまして、スポーツによる集客交流を図るものでございます。この構想に基づきますサッカーコートの整備につきましては、これまで遅延しておりまして、県から早期着手に向けて要請してきたところでございます。平成23年2月7日に、伊勢市が整備に着手するなどの表明を行ったところでございます。

その整備内容につきましては、平成23年度から平成24年度にかけて、人工芝コートを2面、クラブハウス等の整備を行うというものでございます。土地造成につきましては、伊勢市が平成23年度当初予算に計上した上で施工しまして、その後、民間企業が施設整備を行い、完成後、市に寄附を行うというところでございます。

県営サンアリーナ前の土地につきましては、伊勢志摩であい交流スクエア整備構想、これに基づきまして、まつり博の跡地の活用方針として策定されました交流・連携の場として、県営サンアリーナ前と一体利用するという土地として位置づけているところでございます。今後、サッカーコート等と既存の県営サンアリーナ等が相乗効果を発揮しまして、交流・連携の場として地域の活性化に資するよう、伊勢市と情報共有を図るとともに、関係部局等と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔48番 中川正美議員登壇〕

48番（中川正美） ありがとうございます。

振り返ってみますと、野呂知事とは、私が田村元代議士の秘書、そして、父が、お父様であります野呂厚生大臣の秘書官、そして、衆議院議員、松阪市長、三重県知事と、長い間御指導いただいてまいりました。代議士時代、野呂知事におかれましては、三木武夫先生、あるいは河本敏夫先生、そして海部俊樹先生、大変クリーンな政治家の御薫陶を受けられまして、まさにずっとその政治姿勢を貫かれてみえたこと、大変敬意を表させていただきたいと思えます。

特に平成15年春に知事に就任をされました。私もそのときの県会議長に就任いたしましたわけであります。就任早々、8月にRDFの事故がございまして、尊い県民の命が奪われたこと、痛恨のきわみであったわけでありますけれども、以来、本当に2期8年間、真剣に真摯に対応されてきたわけでありますけれども、そんな中、様々な行動をする中で、私は、知事に、平成15年の10年後に、つまり平成25年の第62回の式年遷宮、これに照準を合わせて三重県

として大きなイベントをやってもらいたいと、こういうことを提言いたしました。私なりに、それがこころのふるさと三重づくり、そして、今日の「美し国おこし・三重」、それにつながったというふうに感じておるわけでありませう。前回の平成5年の式年遷宮のときにも、その翌年に世界祝祭博覧会があったわけでもございました。その思いで知事に進言をさせていただいたわけでもあります。前回の式年遷宮のときは田川知事でありましたけれども、余りムードが上がらなかった。そのときに、私は、本会議場で田川知事に、不退転の決意で臨んでもらいたいと、こういう叱咤激励をさせていただいたのを覚えております。

先ほど、知事からこの「美し国おこし・三重」についての思いを聞かせていただいたわけでもありますけれども、この取組というのは、三重県の全庁的な取組であろうと思います。したがって、本来ですと、全員の部局長にその思いを聞かせていただきたいと思うわけではありますが、代表いたしまして、農水商工部長と教育長にそれぞれの立場で簡潔明瞭にこの「美し国おこし・三重」についての決意を述べていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

農水商工部長（渡邊信一郎） 農水商工部としては、この「美し国おこし・三重」につきまして、部独自として今回、例えば、今年度からテーマとして始まっています海の命、森の命につきましても、積極的にシンポジウム等で関与、参加をいたしておりますし、また、観光におきましても、三重の観光プロデューサー等を派遣させていただいて、地域の皆様の取組を支援、それと、みえ地域コミュニティ応援ファンドによる助成等にも地域の支援をさせていただいております。

今後、引き続き、私どもとしては、そういう支援とともに、例えば農業分野でいきますと、新たな条例に、それから、水産の指針づくりを今進めておりますが、それによりまして農村、漁村をまた活性化してまいりたいというようなことで、そういうことの支援を通じて「美し国おこし・三重」が実現できるように、私ども、懸命にやってみようと思っております。

教育長（向井正治） 「美し国おこし・三重」と教育委員会のかかわりでございますけれども、桑名西高校の生徒が、竹プロジェクトに既に参画をしております、そういう中で、竹林からの竹の搬出でございますとか、清掃活動、そういったものも行ってあります。また、学校の文化祭におきまして、竹灯籠の製作でございますとか、竹パウダーの有効活用とか、そういったものの紹介も行っているところであります。また、直接、「美し国おこし・三重」とは関連がございませんけれども、例えば、伊勢市におきましては、宇治山田商業高校の生徒が模擬会社をつくりました。これは山商ショップわかばと言いますけれども、これについて、地元の特産品を行うネットショップの運営を行って地域に貢献していると、そういうことは参加しているところでございます。

「美し国おこし・三重」のテーマにつきましては、これから、平成23年、24年には、人と地域のきずなづくりと進化していく、また、その後、人と人のきずなづくりというふうに進化していくと聞いております。こういったテーマにつきましては、歴史・文化を通した人々と地域とのつながり、地域への誇り、また愛着を深めて豊かな地域社会づくりを目指すものでございます。教育委員会で昨年12月に策定しました三重県教育ビジョンにおきましても、自然や歴史・文化などの地域資源を教育に生かして、子どもたちに郷土を愛する心をはぐくむと、そういったことについて記述をさせていただいているところでございます。これにつきましては、まさしく教育が目指すものと、この「美し国おこし・三重」の目指す方向は同じようなものだと思っております。こうしたことから、教育委員会といたしましても、子どもたちの郷土を愛する心の醸成とともに、豊かな地域社会づくりを目指す取組に積極的に参画してまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

〔48番 中川正美議員登壇〕

48番（中川正美） ありがとうございます。

続きまして、三重県観光振興条例（仮称）策定状況と特徴についてお伺い

をいたします。

近年の三重県への観光入り込み客数の推移を見ますと、長期的には増加傾向がある中で、本県の特徴として、伊勢神宮の式年遷宮に合わせて入り込み客が大きく増加する傾向があります。今回の式年遷宮でも、平成18年の御木曳行事から始まった諸行事にあわせ、観光客が大きく増加をし、平成22年の神宮参拝者数は約882万9000人で、前年比10.6%、約84万3000人の増加となり、過去最高を記録しました。このことは、神宮自体が持つ絶大な集客力に加え、周辺施設整備やまちづくり、首都圏等での積極的な情報発信、イベント開催など、ハード、ソフト両面での地域の皆さんの取組が観光客の皆さんに支持された結果ではないかと思えます。さらに、この傾向は、平成25年の式年遷宮まで続くのではないかと考えられます。

一方、リーマン・ショック以降の消費の低迷や少子・高齢化の進展などにより、旅行目的、交通手段、観光消費額の観光構造が大きく変化をしています。観光客のニーズは多様化し、個々人の目的、ニーズに合ったプランの提案やおもてなしが重要となっており、一人でも多くの観光客を誘致しようと、そのような国内競争が激化をしています。このように本県の観光を取り巻く状況が大きく変わる中、環境変化に的確に対応し、式年遷宮による入り込み客の増加を県内各地にどのようにつなげていくかということが、三重県観光にとって非常に大きな課題であります。式年遷宮をチャンスとして、さらに将来につながる観光振興を実現するためにも、今、三重県の観光振興の方向性を示し、三重県の特性を生かした三重県らしい観光施策を打ち出す必要があると考えます。

また、本県は、伊勢参りや熊野もうでと言われる、日本各地の人々が目指した旅の目的地であり、旅の歴史があります。そして、長い歴史や文化を持った日本古来の伝統が今なお息づいています。これは三重県が世界に誇れる貴重な観光資源であると思えます。厳かな雰囲気や歴史ある行事など、日本人はもとより外国人からも関心が高い大きな魅力であると思えます。近ごろは、スピリチュアルなものがブームになっており、人々は厳かな場所や行事

を好んで訪れ、心身ともに洗われ、気を授かる、そういうものを強く求めているようであります。

また、パワースポットも大変なブームで、三重県には、長い歴史も息づいていることからパワースポットもたくさんあります。内宮の門前町であるおはらい町には、美しい石畳とお伊勢さん特有の切妻、入母屋、妻入り様式の町並みが軒を連ね、歴史的建造物もレトロな雰囲気をたっぷり醸し出しています。これは江戸時代を再現するため伊勢伝来の木造建築への統一性や電柱の地中化などを戦略的に進めたことによるもので、そのほかにも、例えば、のぼり旗をつけるさおにはプラスチック製を使いません。すべて竹など自然な素材を使っています。何げない道具一つをとっても、全体の雰囲気を壊さない配慮がなされています。

そのような場所を訪れた観光客は、日常では体験できない本物を直接体感し、感動して、またその場所を訪れてくれるのです。観光客が何を求めてやってくるのか、そこをしっかりと押えなければなりませんし、リピーターなどに支持される観光地にはなれないと思います。そういう意味から、三重県には伊勢をはじめ伊賀や熊野など、歴史・文化や厳かな雰囲気を持つ観光資源がたくさんあります。

そこで、質問を申し上げます。

私は、かねてから、本県としても観光振興を推進することを明確に位置づけるため、観光振興条例の制定の必要性を提案してきました。現在、県では、観光振興条例の制定に向けた作業が進められていますが、その検討状況はどのようなになっているのでしょうか。また、伊勢志摩をはじめ三重県の多くの素晴らしい観光資源の活用も含めて、三重県らしさや特徴をどのように盛り込んでいくのかお聞きをいたします。

次に、観光拠点としての伊勢への県の積極的なかわりについてお伺いをいたします。

先ほど、観光入り込み客の推移をお話ししましたが、平成25年の式年遷宮を控え、今、伊勢は大変にぎわっています。式年遷宮に向け、御木曳や

宇治橋のかけかえなどの行事が行われ、これからも遷宮の準備が続いてまいります。20年に1度の式年遷宮には、神殿を常に若々しく隅々まで保つだけではなく、それを支える技術や伝統をも絶やすことなく引き継いでいこうとする常若の思想が流れています。これにより、伊勢は長い歴史を持ちながら常に新しく生まれ変わって、日本人の心のふるさととして全国的にも有名な歴史的・文化的価値の高い観光拠点として国民に支持されてきました。このように、伊勢は、日本人の心のふるさととして全国的にも認知度が高く、歴史的・文化的価値の高い観光拠点となっています。

三重県には、このように観光拠点が存在することは大きな強みであると思えます。この伊勢がこれからも観光客から支持される魅力的な観光拠点としてあり続けることにより、志摩や奥伊勢はもちろん、東紀州や県内の他の地域の観光施策と連携させ、伊勢と県内各地をつなぐ観光ルートや観光商品を開発することで、県内各地に観光客が訪れ、大きな波及効果をもたらし、三重県観光全体のレベルアップにつながるのだと思います。このようなことから、伊勢市が観光振興のための計画を推進していくためには、単なる1市の観光施策にとどまるのではなく、三重県を代表する観光拠点として県が積極的にかかわっていくべきではないかと考えます。計画づくりのほか、伊勢市の観光機能を強化するため、観光基盤づくりとして二次交通の整備や案内の充実、おもてなしの向上など、どのように支援をしていくのかお聞きをいたします。

続いて、観光振興と切っても切り離せない社会資本の整備であります。

式年遷宮までを目標に、紀勢道をはじめとした幹線道路整備が進められているのはまことに喜ばしいことではありますが、実際に多くの方が訪れる伊勢市内の現状を見ると、不十分と言わざるを得ないのであります。年々増加していく観光客と裏腹に、市内の道路整備がそれに見合ったものでないため、渋滞が常態化しており、時期を限定したパークアンドバスライドが実施されていますが、その効果も限定的であります。そのためにこの地域の方々の日常生活にも支障を来しており、訪れる方、住まわれる方双方にとって快適と

は言えないまちになってしまっております。また、全国から大勢の方が訪れる、いわば三重県を代表する観光地でありながら、依然として電線が張りめぐらされているなど、神宮の立地するよき景観が生かされておらず、訪れた方が印象に残って、再び訪れたいと思うまちなのか、また、住まわれる方が誇りに思えるまちなのか懸念せざるを得ないのであります。

県としても、都市基盤や景観整備に取り組んでいるのは承知をしておりますが、式年遷宮が迫る中でまだ効果が目に見えぬ状況に不安を抱いているところであります。

また、一方で、渋滞解消を解決するため、道路整備や時期を限定したパークアンドバスライドなどの運用の工夫だけに頼ることは限界があるのも事実であります。近年、環境問題が世界的規模で問題化し、議論されている中で、国としても二酸化炭素排出の抑制に向けた取組を推進し始めており、人々が住まい、経済活動を行う都市における対策が注目されております。国や有識者などが、環境に配慮したまちづくりのための様々な対策を提案されているわけですが、その一つとして、例えばマイカー使用を極力減らすという考え方があります。公共機関をもっと利用者のニーズに合った形で運行形態を見直すことなどにより、公共交通を利用しやすくすることも考えられますが、中長期的にはもっと抜本的に、かつて内宮と外宮を結んでいた路面電車の復活や、車両流入規制の拡大などの対策も視野に入れることが必要ではないかと考えます。

マイカー使用の低減策を例として挙げましたが、これに限らず、人々が再び訪れたい、あるいは、住み続けたいと思えるようにするには、環境に配慮したまちづくりの視点が不可欠と考えます。この新たな取組には、調整、あるいは協力が必要な関係者が多く、伊勢市だけで対応することは難しいと思われるところであり、企画、計画段階から県も積極的にかかわっていくべきだと考えます。

そこで、お伺いをいたします。

今後、維持管理コストが増加することもあるとあって、財政面からの県の社会資

本整備事業が縮小していくのはいたし方ないのは理解いたしますが、県を代表する伊勢市においては、式年遷宮に向け、県としても必要な都市基盤整備や景観整備を一層進めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、三重県を代表する伊勢市にとって、全国の先進事例を参考にしながら、訪れる方、住まわれる方双方にとって快適な都市となるよう、環境に配慮したまちづくりを進めることは県としても重要であると考えますが、いかがでしょうか。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 私のほうから、観光振興条例について御答弁申し上げます。

三重県観光振興条例、これはまだ仮称でございますけれども、この制定に向けましては、これまで、有識者からなります懇談会でありますとか、大学で観光を学んでおります学生との意見交換会等も開催をいたしました。さらに、県民・事業者アンケートの実施等を行いましたほか、講演会の開催を通じての機運の醸成にも取り組んできておるところでございます。これらの皆さんからいただきました意見等をもとにいたしまして、平成22年12月には、条例の考え方（素案）をまとめまして、県議会のほうにも御説明を申し上げるとともに、さらなる意見聴取のためにパブリックコメントも実施をいたしまして、現在、条例の骨子案の検討を進めているところでございます。

今後、引き続き、市町や関係団体はじめ、事業者、県民、議会など、様々な関係者から意見をいただきながら、適切な時期に提案できますよう、取組を進めていくということにしておるところでございます。

また、本県には、1300年もの歴史を有します式年遷宮、世界遺産にも登録されました熊野古道伊勢路など、悠久の歴史を今に伝える観光資源にあふれておるところであります。さらに、2000年以上の伝統を有する海女に代表されますように、その人自身が持つライフスタイルが魅力となって、訪れる人々を引きつけるような、そういう人材も存在しておるところであります。こうした先人から受け継ぎました自然、歴史、伝統、文化等の本物が持つ魅力を

観光資源として活用していくことが、三重県観光の持続的な発展を図る上で
は欠かすことのできない要素であり、また、特徴であると考えております。

こうした本県の強みを発揮するために、条例の理念や施策の方向にこれを
生かしてまいりますとともに、条例に基づきまして今後策定する予定でござ
います基本計画に反映をさせてまいりまして、施策として着実に展開してい
けるようにしていきたいというのが今の考え方でございます。

〔長野 守農水商工部観光局長登壇〕

農水商工部観光局長（長野 守） 私のほうから、観光拠点としての伊勢市
への県の積極的なかわりについて御答弁を申し上げます。

伊勢市は全国的にも有数な観光地でございます。中でも、伊勢神宮には昨
年、882万人もの方々が訪れております。伊勢神宮を拠点といたしまして、観
光客の伊勢志摩、ほかの地域、また、県内各地域、こちらへの周遊を促すと
いうことで全県的な観光活性化が見込まれるというところでございます。

このため、県といたしましても、今後、市の計画づくりの際には御支援を
させていただくとともに、伊勢市におけます観光振興につきましては、広域
観光の観点から連携して取り組んでまいりたいと、このように考えておりま
す。

このように重要な観光拠点であります伊勢市の観光基盤を強化するため、
本県といたしましても、観光魅力も兼ね備えました二次交通の整備に取り組
んでいるところでございます。一例といたしましては、現在、鳥羽、伊勢と
津の間で、大河ドラマの放送にあわせまして、江姫ゆかりの地周遊バスとい
うものを運行しておりまして、多くの方々に御利用をいただいております。
また、平成23年夏には、360度の眺望が楽しめますオーブントップ型のバスで
伊勢市内を周遊し、観光地をめぐる美し国スカイバス、あるいは、伊勢と熊
野を結びます熊野古道伊勢路巡りバス、このようなものを活用いたしました
旅行商品造成によりまして、観光客の伊勢志摩から県内各地への周遊を促進
してまいります。

また、特に観光客に対しますおもてなしの基盤づくりにつきましては、伊

勢志摩全体、あるいは県下全域といたしましても高めていくべき課題であるというふうに認識をしております、これまでも、魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金、このようなものを活用いたしまして観光サイン整備などに対する支援を行ってまいりました。

今後は、地域の気づきによります自主的なおもてなしの向上につながる事業にも取り組むなど、引き続き、観光案内やおもてなしの充実に向けての支援を行ってまいりたいと考えております。

〔廣田 実県土整備部理事登壇〕

県土整備部理事(廣田 実) 私からは、伊勢市に対します都市基盤、景観、また、まちづくりに対します県のかかわりにおきます考え方を回答したいと思います。

伊勢市は、三重県を代表いたします観光拠点として、都市基盤、また景観整備、また環境に配慮したまちづくりにつきましてもその取組を進めることが重要であるというふうに認識をいたしております。具体的なまちづくりの取組につきましても、地元であります伊勢市が取り組むことが基本でございますが、それに対しまして積極的に支援をしていくというのが県の役割であるという立場から、今後10年間の具体的な都市計画の方針を定めます新たな都市マスタープランの策定、また、景観地区の指定、また用途地域の変更など、伊勢市が取り組んでまいりましたまちづくりに対しましても積極的にかかわってきておるところでございます。新しい都市マスタープランにおきましては、環境への配慮などの視点からコンパクトなまちづくりを目指す、いわゆる集約的都市構造への転換を図るという方針を打ち出しております。

なお、県といたしましても、平成25年の式年遷宮に向けまして、市街地の交通渋滞解消のための南北幹線の整備、また、景観整備といたしまして、鳥羽松阪線におきます電線類の地中化、御木本道路におきます歩道の景観整備など、県としても具体的な事業に取り組んでおるところでございます。

今後とも、伊勢市が新たな都市マスタープランに基づいて取組を進めますまちづくりに対しまして、県としても積極的に支援をしてまいりたいという

ふうを考えております。

以上でございます。

〔48番 中川正美議員登壇〕

48番（中川正美） ありがとうございます。

私は、伊勢志摩フィルムコミッションの代表を平成14年からさせていただいております。昨年は、伊勢市出身の作家で橋本紡さん、この方が書いた小説を映画化いたしました。「半分の月がのぼる空」ということで、伊勢地域の方々が約1000名ぐらいエキストラで参加をいたしました。ぜひとも、こういった映像を通して伊勢志摩地域を発信したいということでもありますけれども、特に、先ほども話がありましたけれども、NHKの大河ドラマ「江」でありますけれども、来年は、「平清盛」であります。三重県には、そういった平家とかかわりの深い地域が津にもございます。伊勢にもございます。そういう形でぜひともNHK等々、情報発信をしてもらいたいなど、こんなふうに思っておりますし、また、冗談ではなくて、平成25年、あるいは26年に、大みそかの紅白歌合戦等々も、例えば三重県の総合文化センターとか、あるいはサンアリーナ等々で開催できれば、まさしくこれは地方分権の一つの象徴になるのではないかなど。そのあたりも、ぜひとも県として積極的な売り込みを図ってほしいなど。これは要望にとどめますけれども、関係の皆さん方のお取組を強く望むところであります。

それでは、時間の関係で、次の質問に移らせていただきたいと思います。

県南部における産業振興についてであります。

もともと地理的な条件などから立地企業が少ない南部地域では、景気の後退により南北格差がさらに進み、人口減少や少子・高齢化とも相まって地方はどんどん疲弊をしてきています。私の住む南勢地域では、ここ20年の間に中心市街地の大型店は撤退し、商店街もシャッター通りとなり、地域の元気がなくなり、社会の維持も困難になってきました。田舎では、若者が定住できる産業が乏しく、さらに過疎、高齢化が進むという悪循環になっています。

近年、地域で生産される農林水産物や観光資源、伝統文化など、地域の持

つ特徴を活用した産業振興が脚光を浴びています。そこにしかない資源を活用することで、その地域にしかない産業が生まれ、地域を支える原動力となります。そのような産業はその地域にあって初めて意味を持つわけですから、地域とのかかわりの中で長く続いていく産業になるのではないかと思います。

県南部には豊かな自然や多様な食材、地域に息づく伝統など、多種多様な魅力的な地域資源が豊富に存在します。そういう意味では、県北部地域の工業集積と同様に、県南部の地域資源は大きな特徴であり、産業振興にとっても大きな可能性を持っており、それが大きな強みであると思います。それをうまく生かして、地域に根差した継続できる企業の育成につなげることで、県南部地域においても十分に経済振興を図ることができるのではないかと思います。

国では、このような地域産業を発展させるために、平成19年6月には、地域資源活用促進法、企業立地促進法が、また、平成20年7月には、農商工連携促進法が施行され、地域の資源を活用した産業振興に対する法的な整備と支援策を打ち出しました。

しかし、このような産業は、企業ネットワークができ上がっている工業製品とは異なり、資本力の弱い中小企業が多く、商品開発や販路開拓も千差万別であることから、例えば、加工技術などの開発も一つの企業だけでは困難なところもあります。その意味では、国の制度に加え、それぞれの地域の多種多様な地域資源などを踏まえて、事業者がどのような取組をしようとしているのかなど、それぞれの地域の状況に応じたきめ細かな支援が不可欠であると思います。

今後、県南部地域の経済を活性化するためには、このような地域資源を活用した取組などの地域に密着した産業振興が大変重要であると思いますが、県としてどのように進めるのかお聞きいたします。

〔林 敏一農水商工部理事登壇〕

農水商工部理事（林 敏一） 県南部における産業振興についてお答えを申

上げます。

産業政策を進めるに当たりまして、基本的な考え方といたしまして、本県にあります産業の集積、多様な地域資源など、県の持つ特色や強みを生かし、成長産業を中心に先端的、競争的な産業振興を進めますとともに、地域の活性化、雇用を支えます、いわゆる地域に密着した産業振興を図っていくことが必要であると考えておるところでございます。

その中で、大都市圏から遠いという、地理的条件が不利である県南部における地域経済の活性化を図っていくためには、地域に豊かな農林水産物や観光資源等が存在する、そういった強みを生かしまして、地域の皆様による知恵、知識、あるいは創意工夫によります地域資源を活用した新商品、新サービスの開発でありますとか、商工業者、農林漁業者との連携などを進めていくことで、多様な主体による地域産業の振興を図っていくことが重要であると考えております。来年度からは、地域資源を活用した産業の振興というもの、産業振興施策の柱の一つに位置づけて取り組んでいくこととしております。

具体的な取組といたしましては、地域の様々な主体が連携し、お互いの情報を共有しつつ、ビジネスマッチングといったようなものが進む、そういった形のネットワークづくりを進めてまいりますとともに、地域コミュニティ応援ファンドなどのファンド事業による地域資源を活用したビジネスの創出、商品のブラッシュアップや販路開拓への支援、さらには、生産の拡大等を図るための機器整備への補助など、ビジネスの各段階に応じました支援を総合的に進めてまいりたいと考えております。

特に23年度におきましては、新たにインターネットを活用しました地域外への販路開拓支援に取り組みますほか、工業研究所と三重大学に整備をいたしております、食発・地域イノベーション創造拠点の機器を利用いたしまして、産学官が連携をしました食品関連企業との共同研究、技術開発を推進してまいりたいと考えております。

今後とも、関係の市町、商工団体、金融機関等と連携をいたしまして、地

域資源活用ビジネスの振興、あるいは、地域資源を活用する企業の誘致の促進などに取り組みまして、地域に密着した産業の振興に結びつけてまいりたいと考えています。

以上でございます。

〔48番 中川正美議員登壇〕

48番（中川正美） ありがとうございます。

県の南北問題、北主南従、これは永遠の課題であるわけでありますけれども、特に知事は、旧2区選出の代議士として県南地域をよく熟知されておられるところであります。知事におかれましては、平成19年のマニフェストにも県南部の活性化が掲げてありますけれども、知事としてこの満足度と、やり残したこと、端的にお話をさせていただきたいと思います。

知事（野呂昭彦） 2期8年、中川議員はじめ議会の皆さんにも大変御理解と、また御指導御鞭撻いただいたこと、ありがとうございます。私は、特に南に限ってということやってきたわけではありませんけれども、ただ、議会の皆さんも、例えば、東紀州が特にやはり遅れておるといような御認識を、三重県の北勢地域の議員の方々も含めて議会全体で持っていておった、そういうこともありまして、やはり課題としては、北とは違った重い課題がたくさんあるなど。そこで、組織的にも東紀州対策局なんかも設けさせていただいたところでございます。

先ほど、理事のほうからお答えいたしました、三重県、南のほうも産業として地域の特徴があるすばらしい資源がたくさんあるわけでございますから、こういったものを最大生かしながら、地域に密着した産業として、あるいは、また、それらを観光産業に結びつけていくというような、そういった取組を今後さらに進めていくということが大事だと、こう思っております。そういったところへ、私たち三重県人として培ってきた感性をさらに生かしていく。さっき常若のということをおっしゃいましたけれども、私は、三重県はそういった取組をしっかりとやることによって、常若の産業形成もできるのではないかと。私は、そういった人というものを産業の中に生かしていく、

それが知識集約型産業の一つのまたあり方であるのではないかなと、こういうふうにも思っておるところであります。

いずれにしても、常若の三重というのは、いつの時代も手を抜くことなく、しっかり取り組んでいくということが大事であります。時代時代によって課題も少しずつまた変化もしてまいりますから、引き続き県政の中ではそういった課題をぜひ議会の皆さんも抽出され、そして、執行部と連携をしながらこれからの常若の三重づくりにお取組をいただいたらと、こう思っております。

〔48番 中川正美議員登壇〕

48番（中川正美） 結びといたしまして、知事、本当に長い間御苦労さんでございました。これからの御健勝と御多幸、そして、今日まで内助の功、政治家の妻として支えられた奥様にも心から感謝を申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔13番 辻 三千宣議員登壇・拍手〕

議長（三谷哲央） 13番 辻 三千宣議員。

13番（辻 三千宣） 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、ある作家の文章を若干読ませていただいて、それから本題に入らせていただきたいと思います。

その人は、昭和48年、「月山」という作品で芥川賞を受賞した森敦さん、この方が、昭和58年に2日間、二見においでいただいて、二見町の様々な文化遺跡とか施設、そういったものをしっかりと見ていただきました。その後、それについては、彼の文集の中で登録というか、掲載されております。それについて、私、その当時、森敦さんを二見町、いろいろと文化施設を案内したという御縁もありましたので、まずその二見についての文章を紹介させていただきますというふうに思います。

タイトルは「陽光と神話のまち二見ヶ浦への一泊一遊」というものでございます。

「伊勢神宮に詣でて、二見ヶ浦を訪れぬ人はないであろう。興玉神社の神域、天の岩屋あたりから、注連縄打ち掛けた夫婦岩を眺めたとき、茫然として幼少のころを思いだした。海の幸、山の幸、美酒に酔って、修学旅行の子らの声に目を覚ましたが、わたしも母に連れられて、夫婦岩の彼方、富士の肩から現われる煌々たる朝日を見たのである。海は一面に白波立ち、岸壁にあたってシブキを上げる。これもまた、神々を招来するにふさわしい景観である。シブキの中そこそこに蛙がつくられている。蛙は神々の使いで、去ったものが帰るといって庶民の信仰も厚い。

伊勢神宮御手洗の五十鈴川は、海に注ごうとして、二つの大きな流れに分かれる。これらに抱かれて二見町はある。どうして神話伝承の類なしにいられよう。二見ヶ浦を一望にするという音無山には隧道がつくられている。もはや蘇民の森は遠くない。森は大きくはないが、鬱然として神さびている。「蘇民将来子孫家門」と書かれた疫病除けお札を見た人は、多いであろう。ここがそのそれである。牛頭王と習合した素戔鳴尊が祠られ、松下神社という。無数の眷族を持ち、絵馬堂には富士を描いた絵馬が、数多く掲げられている。ここにおいてわたしたちは富士信仰を見、夫婦岩とのつながりを知るのである。」

「もし海があのように一面白波立っていなければ、船を出して潜り岩の石門をくぐるころだった。そこは粟皇子神社の遥拝所とされているところである。もしわたしのように波に拒まれて行くことができぬ人には、直接粟皇子神社に詣でるがよい。粟皇子神社は池の浦にある。池の浦は外海の荒れも知らぬげに、鏡のごとくいつも静かであるという。NHKの連続テレビ小説「おしん」のロケもここで行われた。

二見ヶ浦を訪れたひとには、ぜひ一泊を勧める。彼方の海には渥美半島がある。知多半島がある。その風光絶佳なるにふさわしく、海の幸、山の幸がある。加うるに人情が厚い。老婆は空の箱車を押して、ゆるゆる歩く。かつては子を乗せ、荷を乗せた箱車が、いまはみずからを支えるものになっているのだ。二見ヶ浦への一泊一遊は、諸君に思いももうけぬ多くのものをもた

らすであろう。実に、ここはわが国の淵源をなすものがあるのだ。」

こういった文章をいただきました。そんなことで二見町も、この作家の文章をいろいろなところで紹介しながらPRに努めたことがあります。

かつて、西行が二見町に7年間住んだことがあります。そして、そのちょうど500年後に芭蕉が二見を訪れました。有名な和歌で、西行法師が二見の海を散策していましたところ、服装はそう悪くない女の子たちが、何か早朝の海で声を出している。少し興ざめだなとは西行さん、思いましたけれども、「一体君たちは何をしているのかね」と尋ねたところ、京都で使う貝合わせという遊びの材料を今この海で拾っているのだ。貝合わせと申しますと、一对の貝の裏に彩色を施して、非常に美しいいわゆるゲームの道具ということですね。ちょうど神経衰弱のように、同じ絵柄が合えばその貝殻は自分のものになるという、そういう遊びですが、京都のそういう遊びの道具がこういう地方で拾われて、そして、その材料が京都に送られるんだということを知って、西行は非常に感銘を受けたわけです。

そこで、西行は、「今ぞ知る二見の浦の蛤を貝合わせとておほふなりけり」という歌をつくりました。芭蕉はちょうど500年後にこの二見を訪れて、その歌に合わせて、おくのほそ道の最後の句、「蛤のふたみに別れ行く秋ぞ」、こういう俳句をつくりました。そういう意味では、二見というまちは非常に文化の香り高いまちなんだなということを思い、私も大変誇りに思っております。

そこで、まず、第1問ですけれども、二見のこういうまちを考えますと、やはり文化の香り高い地域づくりというのは非常に大切なことだと思います。そこで、お尋ねしますが、三重県としてこの文化の香り高い地域づくり、もしくは拠点づくり、これはどういった一つの考え方でそういう事業を続けているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 辻議員のほうから、非常に格調の高い森さんの文章を読み上げていただきまして、三重県の場合にどういうふうな形で文化の香り高

い地域づくりをしていくのかということについて、現実的な取組について少し申し上げておきたいと思います。

三重県には、まさに日本人の精神文化の源流をなします伊勢、熊野がございまして、古くから交通の要衝の地として全国から人が集い、活発な交流が行われる中で、多様な文化を受け入れ、成熟し、新しい文化をはぐくんでおるところであります。このような特徴を持つ三重県には、県内各地に豊かな自然とともに、多様な歴史がはぐくんだ文化資源が豊富にあるわけがございます。

文化は長い時間をかけてはぐくまれてきた知恵と工夫の結晶でございますし、暮らしの営みの履歴とも言えるものでございます。豊かな心や感性をはぐくんだり、地域社会のきずなを形成したりするなど、文化の持つ意義、役割には大変大きなものがございます。このようなことから、私は、文化の持つ力、文化力に着目をしまして、これを高め、生かしていく取組を進めていかなければならないと考えてきたところでございます。そして、この思いを実現するため、地域の特色ある自然や歴史、文化などを生かした地域づくりを基本に、多彩な催しを展開することにより、地域の魅力や価値の向上を図り、自立・持続可能な地域づくりへとつなげるための取組として、「美し国おこし・三重」の取組をやってきたところであります。また、県民一人ひとりが三重の自然や歴史の魅力を再発見し、理解を深め、愛着と誇りをはぐくむとともに、三重の魅力を未来に向けて発信していく場として新県立博物館の整備などに取り組んできたところでございます。

今後、県として、県民の皆さんが地域の歴史や文化を大切に、地域に対する愛着や誇りが持てるよう取り組んでいくということが重要であると考えておるところであります。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

13番(辻 三千宣) ただいまの私の質問の中で、知事の答弁、「美し国おこし・三重」の事業に絡めて、そういった文化的な事業もどんどん行っていくというふうにお聞きしました。また、県立博物館の話も出てきました。私は、

子どものころ東京に住んでおりましたので、東京の上野の博物館に行くのが大変楽しみでした。小銭を握り締めて地下鉄に乗って、博物館に入って、半日から1日ぐらいずーっと何かあちらこちらを眺めて、そして、満足して家に帰ってきたという思いがありますので、そういう意味では、三重県も、博物館とか美術館とか、そして、様々な伝承が残っている場所の保存とか、そういうところにもきめ細かく文化行政の一環として続けていただきたいというふうに思います。

そういう意味では、今後、三重県がこの「美し国おこし・三重」とも並行してになるかもしれません。また、博物館の再建というか、建設についてもさらに積極的に前へ進めていただきたいというふうに思いますけれども、そういう核になる施設、それプラス、各地域で文化力を高めるようなそういう施設をどんどんつくっていくというような計画というか、もしくはその思いがあれば少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

〔「ちょっと聞き取れなかった」と呼ぶ者あり〕

それでは、もう一度、現在、博物館の建設というか、計画がどんどん進んでいるわけですが、それについては批判もありますけれども、私としましては、一日も早い博物館の再開というか建設を願っているところです。と同時に、三重県における各地域がやはり文化力を高めるという意味で、博物館もしくは美術館に類するような施設が、さらに様々な地域で建設され、この美し国の文化力を高めていくという、そういった観点から、県として今、どういう構想をさらに持っておられるのかということをお聞きしたいと思います。

生活・文化部長（山口和夫） 御指摘の文化の香り高い地域づくりを進めていく上で、まず、県民の理解を深めることが必要かと考えておりました、そういった取組を現在進めております。生活・文化部におきましては、だれもが文化に触れ、親しみ、学び、活動できる環境を整えるための取組といたしまして、これまで地域の文化資源やそれを生かした取組を紹介するとともに、活動している県民の交流の場づくりに取り組んできたところでございます。

例えば、県内の歴史街道とか、まちかど博物館、民話、句碑等の文化資源や、それを生かした取組、県史編さんに伴って収集した資料、地域で活動している文化びとなどに関する情報を、県のホームページで三重の文化を通じまして幅広く発信しているところがございます。また、まちかど博物館や国史跡齋宮跡の活用など、歴史的・文化的資産を生かした地域住民の主体的な取組が盛んになるよう、交流の場づくり等により支援もしているところがございます。また、さらに、県の博物館等が所有いたします文化的・歴史的資産などの情報をデジタル化いたしまして一元管理し、県民が使いやすく、楽しみが実感できる形で発信できるように、本県の文化を次世代に伝え、継承していくきっかけになることも期待をいたしながら、新しいデータベースの構築に向けて今取り組んでいるところがございます。

今後、地域の文化資源を活用した地域づくりの取組を促進いたしますとともに、人から人、人から地域へと活動の輪が広がるような積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

13番(辻 三千宣) ただいま、大変心強い答弁をいただきました。しかし、計画実施のためにはそれ相応の予算もかかるわけでございますので、ぜひその点についてもきちっとした予算立てをして、三重県の文化力、また、文化水準の高さを誇れるような三重県にしていきたいなというふうに思います。

さらに、今、三重県の現状を見ますと、まだまだ、そういった意味で各地域の文化がしっかりと守られているかとなると、これは市町に依存しているところもありますし、依存するというか、協力をしていただいているということもありますし、必ずしも十分とは言えないということを考えますと、県として、市町の文化行政と三重県の文化行政との一つのコラボレーションということで、どのような動きをしているのか、もう一度聞かせていただきたいと思います。

教育長（向井正治） 議員のお尋ねの中で、文化財という観点から教育委員会で取り組んでいる内容について御答弁申し上げます。

三重県の各地域には、史跡の齋宮跡をはじめまして、国や県が指定しました文化財が数多くあるところでございます。こうした文化財を未来へ保存、継承していくためには、適切な修理、整備を行うとともに、所有者、地域の方々と連携して活用していく必要があると思っております。

教育委員会では、平成21年度から、活かそう美し国の文化財事業を実施しているところでございます。これは、文化財の修復等にあわせまして、文化財を介した地域の自主的な活用事業を行ったり、あるいは、市町におけます文化財を生かしたまちづくりマスタープランの策定をするなど、文化財を生かした地域づくりを支援しているところでございます。

地域におけます自主的な活用の事例といたしまして、例えば、齋宮跡では、竹の都にちなんだ黒竹の植栽を地域ボランティアの方々で行い、訪れる方々に史跡への親しみを持っていただくなどの取組を行っているところでございます。本年度につきましては、10市2町の20件の活動を支援しているところでございます。こうした活動を通じまして、文化財への理解、愛着が深まり、地域の活性化につながるものと考えております。

また、学校教育におきましては、教材でございますが、「三重の文化」というものをつくっております。これは郷土の文化というものを紹介したものはございますが、そういうものを活用しまして、子どもたちが郷土三重の歴史、文化、そういった先人の遺業等につきましてはの学び、郷土愛や郷土への誇りを持つことができるよう取り組んでいるところでございます。

今後とも、子どもたちへの郷土愛をはぐくむ取組を進めますとともに、文化財を生かしました地域づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

13番（辻 三千宣） ありがとうございます。

各地域でのある程度活発な活動がかいま見られるわけでございますけれど

も、三重県行政が、先ほど申し上げたように、一体となって、さらに地域の文化力を高めるといふ意味合いでは、今後の青少年の健全育成やその他のことについて非常に役に立っていくのではないかというふうに思っています。

芭蕉さんというと、本当に私たち三重県人の誇りでもありますし、芭蕉翁記念館、これの運営は市で行われているということでございますけれども、県としてもどのような一つの支援を、日本の芭蕉を守るために、市だけにお任せしては十分ではないではないかと思しますので、その点、もう一度、芭蕉翁記念館に対する支援、どうでしょうか。

教育長（向井正治） 芭蕉につきましては、三重の誇る本当に文化人でございます。そういった先人の遺業をこれからの未来へ継承していくということも非常に重要でございます。そういった立場から、直接的には市のほうで保存、また、文化の継承等につきましているいろいろな取組を行っていただいているところでございますが、県といたしましても、そういったことに関しまして様々な場面での指導、助言とか、そういったいろいろな情報提供とかというようなことを通じまして、市の取組なりそういった芭蕉に対する顕彰も含めましてそういうことにつきましての支援を行ってまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

13番（辻 三千宣） 三重県の紀州地域、徐福伝説というのがありますけれども、いろいろ調べてみますと、もちろん三重県の方も徐福の伝説に関して非常に興味を持たれて、また、地域おこしの活動も行われているわけですが、徐福という人物を思い浮かべますと、やはり東紀州というか、熊野とかそういう地域をさっと思い浮かべるわけですが、ところが、いろいろ調べてみますと、和歌山県の新宮市が大変頑張っておられまして、徐福は、新宮に来て、そのまま一生を終えたというような説明もされているようです。私ども、ちょっと調べてびっくりしたんですが、徐福といえば東紀州、そして、秦の始皇帝にいわゆる問いかけて、自分が日本という国へ行って、

そこには不老不死の薬があると、それをとって、そして、また、中国へ持って帰るということでたくさんの方の予算を秦の始皇帝から引き出して、一説によると3000人ほどの人々を船に乗せてこの東紀州のほうに移ってきたと、こういう伝説というか、歴史的な部分があるわけですがけれども、最近、新宮市が本当に徐福伝説というものを大きくPRして、徐福は、まず最初に新宮に来て、そして、そこに住み着いたんだというような説明もされているようですし、三重県も負けてはられないのではないかと思います。

その点、この東紀州における徐福伝説の浸透の仕方というか、県としてもしっかりと支えていかなければならないんじゃないかと思います。一説によりますと、秦の始皇帝を若干だますようなというような言い伝えもありますけれども、しかし、紀州には天台烏薬という非常に有名な薬もあります。不老長寿に効くかどうかは私も確かめておりませんのでわかりませんが、もっとその人物についてのPRをして、三重県としても大いに売り込むべきではないかと思いますけれども、その点、県の対応としてはどんな対応をされているのかお聞きしたいと思います。

生活・文化部長（山口和夫） 本県にゆかりのいろいろな方のそういう史実とか歴史を確認いたしまして、適切にそういうPRとか、地域の振興に活用していきたいと考えております。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

13番（辻 三千宣） 簡潔な答弁というのは、非常に有効なときもありますし、そっけないという印象を与えることもあります。今の答弁ではちょっと納得がいきませんが、ほかに答えられる方がいらしたらもう一度聞きたいと思います。

知事（野呂昭彦） なかなか高尚な御質問をいただくものですから。事前にもう少しポイントを把握しておればかなりの分量で答えられるんじゃないかと思います。

さっきの芭蕉さんのお話がありました。芭蕉さんのお話でいきますと、三重県としては、本当に県が誇るべきこういう資産であります。したがって、

地元の伊賀市ももちろん熱心でありますし、また、県内では、芭蕉さんのいろんなことで自主的な活動をされている方もあります。

県のほうは、御承知のとおり、俳句のくに・三重ということで、俳句募集を毎年ずーっとテーマを決めてやっておるところであります。たしか、応募数、全国から10万とか20万とか、かなり量がありますし、そして、三重県としては、やはり芭蕉さんの生まれたゆかりの県ということで、この俳句募集等も大事に行事としてやっておるところであります。したがって、さっき、芭蕉翁記念館、ああいったところの運営の話だけではなくて、やはり、市は市としているんな対応をやっておるでしょうし、県は県として県の役割をこういうところでやっていこうということで、同じことをやるというのではなくて、互いに違う取り組み方というのがあるのではないかなと、こう思います。

それから、徐福伝説については、私は余り知りませんが、熊野のほうでも波田須あたりは、徐福の里というのでかなり観光的にも発信をしておるように思います。何カ月か前に、NHKでテレビでやっているときに、やはりあの辺は徐福の里なんだというような、そういう宣伝をNHKからも発信しておったと思います。

こういう神話なりいろんな物語がついてくるということは、観光政策やそういうのを非常にまた実のあるといいますか、あるいは、訴える力があるものであります。ただ、あくまでも徐福の神話だとかそういうのも、新宮であるのか波田須であるのか、あるいは、もっとほかのところであるのか、歴史的な事実というのはわからない。わからないから物語風につくって、そして、夢とロマンを与えていくということでありますから、そういう膨らませ方をいろいろ工夫していくというのは大事なことだと思います。そのためには、やっぱりそういうことをやろうとする人、あるいはグループというものが活動し始めていくのが大変大事なことであります。

そういう意味では、「美し国おこし・三重」なんかも、ぜひ、例えば徐福なら徐福の里をもっと情報発信していくんだ、あるいは、物語をもっともっと

充実させていくんだというような取組をやるグループが出てきたら、私たちは、「美し国おこし・三重」の、この取組のパートナーグループとしても登録していただいたり、そういう活動に御支援をさせてもらうということにはできるのではないかなと思います。

「美し国おこし・三重」では、かなりの皆さんが行動を起こしつつございまして、さっきもちょっと中川さんの御質問のときに申し上げただけでも、大体パートナーグループも240ぐらい登録もされておるところでございます。その中には、こういった歴史、文化というものをテーマに夢を、あるいはロマンを感じさせるような取組へ広げていこうと努力をされている方もみえるところがございます。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

13番（辻 三千宣） 徐福から、「美し国おこし・三重」の話まで、ありがとうございました。

それでは、このテーマについてはこの辺にさせていただきます、次は、伊勢地域海岸堤防工事の進捗状況についてお尋ねいたします。

4年前の一般質問でも取り上げましたが、工事は続行されているにもかかわらず、余り進んでいないという印象を持ちます。工事現場の景色に余り変化が見られず、伊勢湾台風直後に竣工した古い堤防の景色が延々といまだに続いている状況からです。これらの堤防も完成後50年を経過しました。あちこちに破損箇所やクラックが見られ、海水が強くぶつからなくてもぼろぼろと崩れ落ちてきそうな状況です。周辺住民の皆さんも不安の声を上げています。堤防の1カ所でも決壊すれば、内側が大きな被害を受けることとなります。今後の工事の見通しを具体的に説明していただきたいというふうに思います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） お尋ねの海岸の件をお答えいたします。

海岸の名称としましては、宇治山田港海岸ということにしています。この二見地区なんですけれども、伊勢市の二見町茶屋、これは二見の旅館街の前

ですけれども、これから伊勢市二見町今一色、これは五十鈴川の河口ですが、ここまで3.5キロございまして、そのうち、760メートル、旅館街の前を事業化しております。これは平成12年度からさせていただいていますが、海岸の整備というのは非常に費用のかかるところでございまして、現在、これまでに延長的には180メートルを終えておりますが、まだ残りが相当ございまして、この分についても進めていきたいと思っています。

内容的には、堤防の改良と、それから、御質問のように、侵食というか、砂浜が減ってきていますので、それを復元するための、養浜といいまして、砂を入れる、また、その砂が流れ出さないように突堤、これは海岸堤防に直角に堤防を出すんですが、そういったものの整備を今進めておるところでございまして。この整備済みの180メートルのところにつきましては、平成21年の台風18号のときには、整備していないところと、整備したところと比較しますと、台風の高波が相当低減されまして、効果は出ているというふうに思っています。

760メートルの中の残っている箇所ですが、まだ突堤3基、それから、養浜、堤防改良と残っておりますので、引き続き、早期完成に向け進めていきたいと思っております。

また、あと一步、その先のまだ事業未着手の川もございまして、これが二見町の荘というところから二見町今一色まで、これは2.8キロございまして。この間につきまして、平成21、22年度に堤防の老朽化調査を行っておりまして、その結果を踏まえながらこの対策工法を検討しているところでございまして。今後、緊急度の高い箇所から整備を検討していきたいと思っております。

公共事業予算、大変不透明、また、厳しい状況ですが、より一層効果的効率的な事業執行に努め、一日も早い地域の安全・安心の確保に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

13番（辻 三千宣） ありがとうございました。

本居宣長が、「変らじな 波はこゆとも二見瀧 妹背の岩のかたき契りは」弟子の結婚式に二見に来まして、そして、その歌をつくったんですけれども、波は、今の状況では越えていない状況ということで、さらにその進捗状況を高めて、伊勢地域の安全を守っていただきたいというふうに思います。

以上で、その点についての質問を終わらせていただきます。

次に、伊勢二見鳥羽ラインの無料化についてということで、少し前にもこのことについては質問がありましたけれども、私の立場からも、無料化ということと、その伊勢二見鳥羽ラインの維持管理にどのぐらいの経費がかかっているのかと、例えば人件費もそうですけれども、そういった内容をちょっと知らせていただいて、費用対効果に関する判断を私もさせていただきたい、こういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 伊勢二見鳥羽ライン、有料道路名では伊勢二見鳥羽有料道路ということでございます。建設事業費の50億円を借入金等で賄いまして、有料道路事業でやっております。

料金収入で償還に充てておるところでございますが、平成22年度の収入見込みといたしましては、通行台数が年間190万台程度、料金収入といたしましては3億5000万円ほどを見込んでおります。これの支出のほうでございますが、維持管理、当然、道路のパトロールとか修繕等、また、一方では料金徴収の費用も必要でございます。そこら辺が1億1000万円ほどかかるだろうと思っています。あと、借入金の償還に充てる財源としましては、1億2000万円ほどを考えております。あと、公社の管理費等々でございます。

平成6年から供用しておりますが、これまでもずっと黒字経営ということで、毎年、償還金に充てる金額が生み出されるという状況でございます。これまでに14億円ほど償還したという状況でございます。

以上でございます。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

13番（辻 三千宣） 伊勢から鳥羽まで200円、伊勢から二見まで100円と、

非常に安いといえば安い金額なんです、頑張ってそれだけ償還をされてきているということについては評価をさせていただきたいと思いますが、距離からいってそんなに遠くない道路ですし、できるだけ早いうちに無料化の方向で努力をしていただきたいと思います。やはり、伊勢自動車道を通して伊勢二見鳥羽ラインに入ったら、途中で100円玉2枚を入れなきゃならないとか、観光客についてもちょっとそれだけで若干のブレーキがかかるということもありますし、しっかりと無料化に向けてまた努力をしていただきたいと思います。

私の前任の二見町長さんにちょっとお聞きしたんですが、伊勢二見鳥羽ラインにかかわるエピソードというか。彼もその道路延長上の地主さんだったようですけれども、それは別としまして、このネーミングについてちょっと聞かせていただきました。当初は、伊勢鳥羽ラインというような名前だったそうですけれども、その町長さんが、二見という名前を入れないんだったら承知しないというような話をされたそうです。それで、結果的には、伊勢二見鳥羽ラインという名前になったというふうに漏れ承っております。

ただ、私もあの道路はよく利用するんですけども、夜、二見に戻って、二見の料金所で100円玉を入れたつもりが、ちょっとコントロールが悪くて外れてしまいまして、一生懸命捜したんですけどもとうとう見つからずに、そんなことが2回ありまして、200円ほど損したことがありますけれども、そういうことを考え、これは冗談なんですけれども、そんな料金の徴収の仕方、これはもちろん人手を伴わない徴収の仕方ですから、非常に経費の節減につながっていると思って、私は、それはそれでいいことだと思います。ただ、この道路が早く、そういう料金所を通過することなく、フリーに鳥羽まで行ける、そして、第二伊勢道路もできることですし、さらに有効な道路になっていくというふうに考えております。私の、このテーマについての質問はこれで終わらせていただきます。

最後に、自転車専用道路の敷設についてということでお聞きしたいと思います。

最近、テレビで、都会では、歩行者と自転車がともに、歩行者のいるところを自転車がすり抜けて走っていくということで事故が多発しているというニュースがありました。そういう意味では、この三重県内も、自転車だけが通れる、そういうような道路をつくれれば、さらに環境の観点からはよい効果が生まれるんじゃないかというふうに思います。自転車と歩行者が一緒ということはどうしても事故につながるわけですから、その辺、三重県の担当部としてはそういう構想というか、計画というのはないんでしょうか、お聞きします。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 県内における自転車専用のレーンといいますが、その取組でございます。

近年、自転車というのが環境負荷の低い交通手段として見直されておりまして、利用ニーズは大変高まっていると思います。その中の、特に自転車と歩行者が接触する事故が全国的には増加傾向にあるということで、自転車レーンの整備などの取組が全国的に行われております。国土交通省では、歩行者と自転車両方の交通量が多くて事故の危険性の高いようなところで、なおかつ、現状の道路の幅がある程度広いというか、その中で自転車の専用レーンがつけられるような道路を中心に、全国で98カ所の自転車レーンの整備のモデル地区というのを指定しておりまして、今ある道路で歩道の幅員の広いところを歩行者専用と自転車に二つに分ける、植栽で分けたり、カラー舗装で分けたりという方法をやっている、あるいは、車道の幅が広いところで車道の一部狭めて、そこへ自転車専用レーンをつくるというような取組がされております。

このモデル地区の取組として、県内では、平成21年度に、国道23号の三重大学の前で約600メートルにわたりまして、これは車道の部分を一部狭くして、歩行者用と自転車の分離した専用レーンをつくったという事例がございます。県としてもこのような取組、歩行者、自転車の多いところでは、事故防止ということで安全対策として有効な手段であるとは認識しております。

ただ、県の管理する道路におきましては、歩行者と自転車の事故というのは、まだそれほど増加傾向にはない状況でございます。一方で、一般的な歩道自体がない道路というのもまだまだございまして、まず、その整備というのを優先的に今進めておるところでございます。また、今後とも、そういう利用状況、あるいは、事故の状況等を注視しながら、今後、また必要な場合は対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

13番（辻 三千宣） 近鉄の一部路線では、電車に自転車を乗せてもいいですよという、ニュースをたしか見たんですけども、そういう意味では、やはり自転車が走らせやすいところへわざわざ運んでいって、サイクリングを楽しむということなんでしょうけれども、県としても自転車道路の整備を図ることによって様々な経済効果というのが生まれてくると思います。単にハイキングとかサイクリングとか、そういう観点からばかりではなくて、自転車で行けるところはどんどん自転車で行くというふうに思う人も増えてくると思いますし、それがまた健康にも役立つ、また、環境負荷の観点からも非常にプラスになるという総合的な判断で、ぜひ自転車の通行が容易になるような行政としての道路整備、これをしていただきたいと思うんですが、将来的な一つの計画というか、プロジェクトといいますか、それをもう一度、部長のほうから、あれば聞かせていただきたいと思います。少し詳しく。

県土整備部長（北川貴志） 現在、先ほど歩道の整備と申しましたけれども、自転車等の交通量の多いところは、自転車歩行者道ということで、両方通れる、幅のある程度広い3メートル50ぐらいの整備をしておるところですが、そこを分離までしますと逆に非常に通りにくくなるということで、分離までしようと思うと、その幅が4メートルから5メートルぐらいないとなかなか分離まではできませんので。新たに整備しようと思えば、大体そういう交通量の多いところというのは市街地部が多いですので、その中で幅まで広げるというのは非常に困難で、先ほど申しましたけれども、もともとの道路

幅に余裕があれば可能なんです。

県の管理道路の中では、今すぐ取り組むべきところというのは、今のところ、まだそこまではないかなと。それよりも、歩行者、自転車がある程度通行量があって、まだその自転車歩行者道のないところをまず今、優先的に整備をさせていただいておるといった状況でございます。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

13番（辻 三千宣） お役所的な答弁かなというふうに思います。やはり現状で判断するのではなくて、将来の可能性も含めてそういった答弁をしていただきたいなというふうに思います。もちろん、現状認識というのは最も大切なことですが、やはり将来に向けたこの三重県のあり方とか、そういった観点からも判断をしていただくと、もう少し明るい光が見えてくるんじゃないかというふうに思います。

そこで、やはり県だけではなくて、もちろん市町、それから、先ほど申し上げた近鉄とかJRとか、そういう機関とももう少し話す場を持って、さらに構想が広がると思うんですが。部長、もう一度、その点について、いや、そんなことは無理ですわというんだったら、それはそれでいいんですけど、答弁をお願いします。

県土整備部長（北川貴志） 踏切の安全性の問題は県内でもたくさん抱えておまして、その点については、踏切を広げたり、あるいは立体化すると、そういう取組は別途やらせていただいております。今おっしゃられました自転車の専用レーンの確保でございますが、三重県としまして、松阪、伊勢への自転車道、あるいは、志摩地域での専用の自転車道等の整備も過去にはしたことがございます。新たに本当に自転車専用だけの道路の構想というのは、今のところ、はっきり言って、持ってございません。

今言われましたようなレーンの設置につきましては、市街地部等で市道路等で取り組まれているところもございますので、そういったところについては、協力、支援もしていきたいと思っております。県管理道路で、特に市街地部の県管理道路の中でそういったところがあれば、また今後、検討はし

てきたいと思っています。

〔13番 辻 三千宣議員登壇〕

13番（辻 三千宣） 私も、子どものころ、自転車が好きで、一日じゅう乗り回したというか、そういう意味では、子どもさんも、それから主婦の方も、また、年配の方も結構重要な交通手段、しかも公害のない交通手段だというふうに私は認識しております。その辺から、初めから、範囲を狭めて、まあ、無理ですわというお役所的な考えにならずに、どうやったらできるかということを再び申し上げて、このテーマについては終わらせていただきたいと思います。

それと、もう少し発言ということで、一般質問とまた違うんですけども、ちょっと時間がありますので。知事もこのたび勇退されるという話を聞いております。私が初めて知事とお会いしたのは、伊勢市の野呂昭彦衆議院議員の事務所でたまたまお会いしたことがありまして、非常に印象に残る方だなというふうに思いました。それから、何年かして、私と奥野英介小俣町長と2人で松阪市まで行って知事にお会いさせていただいたことがあります。そのときは松阪市の市長であって、そのときの服装も大変、服装というか、格好というか、背中にナップザックを背負ってすたすと若者のように歩いてこられました。私たち、3人で少し時間を過ごしたんですが、非常に感じのいい、また、素晴らしい方だなというふうに思いました。その知事が今回、勇退されるという話でございますので、本当に残念に思っています。

私も、漢文とか漢学というか、そういった素養はないんですが、たまたま高校時代、漢文の授業で習った漢詩を一つだけ覚えていまして、それが多少はかかわりがあるかなということで、要は、自分の友人が新しい任地に向けて出発するときに、ちょっとお酒を飲んで別れを惜しむという詩なんですが、それをちょっと読ませていただいて、最後の言葉としたいと思います。

王維という人がつくった漢詩で、「渭城の朝雨輕塵を浥す 客舎青青柳色新たなり 君に勸む更に尽くせ一杯の酒 西のかた陽関を出ずれば故人無からん」という詩があります。それをお送りして、私の一般質問を終わらせて

いただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

休 憩

議長(三谷哲央) 暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分開議

開 議

副議長(森本繁史) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

副議長(森本繁史) 県政に対する質問を継続いたします。45番 永田正巳議員。

〔45番 永田正巳議員登壇・拍手〕

45番(永田正巳) それでは、午後の質問を始めさせていただきます。

一言だけ申し上げてみたいと思うんですが、この世に生を受けて、生きる者の一番果たさなきやならないのは何なのか。こういうことをちょいちょい考えるように、年も年なんでしょうけど、なりました。そう思うと、やっぱり次世代にどう引き継ぐかでしょうな。こういう思いでいっぱいあります。そういうのが基本になっておるんですが、時代にふさわしいエネルギー政策とか、こういう問題、あるいは、水田農業のあり方とか、四日市港のあり方とか展望とか、これはそう思って何となくこの題が出てきたわけなんです、そういうひとつ考え方で今後これを進めていきたいと思えます。

まず、時代にふさわしいエネルギー政策でございますが、私ごとで恐縮なんです、市議を10年、県議22年になりまして32年になるんですが、私も、この本会議で発言する機会は最後になるわけですね。四日市市、大変厳しい選挙区ですが、何とか乗り切ってくれば続けられますが、頑張りたいと思ひ

ます。

野呂知事も2期8年でいよいよ御引退と、こういうことでございますので、最終の本会議での発言と思うと、この問題について胸のすっとするようなひとつ何とか御答弁をいただきたいな。これがまず最初の思いであります。野呂知事も私も、今回のこの質問で、なるほど、これで方向づけ、できたなど言えるような何とか元気のいい明るい質問であり、御答弁でありたいと、こう願いながら、時代にふさわしいエネルギー政策について進めていきたいと、こう思います。

さて、野呂知事におかれましては、この2期8年間にわたって本当によく務められてきたと思います。前任の北川知事は、よい意味でも悪い意味でも強烈な個性で強力なリーダーシップを発揮し、衆目を集めていたところを引き継がれたのですが、野呂知事は、病院改革や新博物館、そして県民しあわせプランなど、地に足のついた施策を着実に推進されて、徐々に、しかも確実に野呂カラーを三重県政に映し出してこられました。その地道でひたむきな取組姿勢には敬意を表せざるを得ません。ただ、野呂知事は、その就任1期目に、前任北川知事の施策への対応に、精力の相当部分を注がざるを得なかったのは大変残念です。RDF発電所の爆発事故に始まり、四日市市のガス化溶融炉の問題など、いわゆる北川県政の負の遺産などと呼ばれる諸課題に対して、懸命に取り組まれている野呂知事の御様子を見ながら、執行部とは立場を異にする議会であります。同情を禁じ得なかったのもまた事実であります。

本当にこの場で、お疲れさまです、こう申し上げたいのであります。生みじめな野呂知事のことですから、これからも残りの任期を全力疾走されるつもりなのかもしれませんが、逆に、3月というゴールも明確に見えてきたので、もうそろそろガードを下げた本音で語り、やりたいことを思い切りやっていたいただいてもよろしいのではないかとと思うところでもございます。

さて、昨年12月7日から11日のメキシコのカンクンでCOP16が開催されました。2013年、平成25年ですが、以降の新たな目標設定が会議の大きな課

題となりましたが、中国をはじめとする新興・途上国が求めた京都議定書の延長に対し、日本が、大排出国である米国と中国が義務を負わない議定書は、温暖化抑止の実効性を欠くと強硬に反対をし、ロシア、カナダがこれに同調した結果、2013年以降のポスト京都議定書の早期策定を目指す決議が採択されて、何とか米中の参加に道を残した合意となりました。日本の主張は正しいとはいえ、その強硬姿勢が話題となっており、日本がこの姿勢を貫くならば、米中を引き入れる外交努力とともに、国内の温暖化対策の実行がより強く求められることとなります。

我が国の温暖化対策については、現在、継続審議となっている温暖化対策基本法案にその骨子があります。この中で、温室効果ガスの排出量について、2020年までに1990年対比で25%削減する。また、2050年までに1990年対比で80%を削減すると。この達成のための施策として、原子力発電の推進が盛り込まれているのであります。

このように、原子力発電は、従来のエネルギーセキュリティー確保の視点に加えて、地球温暖化対策の切り札としても注目されているところでもございます。また、経済性にもすぐれており、昨年6月に閣議決定された新しいエネルギー基本計画では、3E、すなわち、環境、あるいは安全供給、あるいは経済性と、これを同時に満たす基幹電源として位置づけられているのであります。

ちなみに、本県における温暖化ガス排出量は、2008年度、平成20年度ですが、の速報値によりますと、3007万8千トンと、こういうCO₂でございまして、1990年度に比べて14.0%も増加しているんですね。本県においても、温暖化ガスへの対応は重要な課題となっております。

私は、原子力発電の推進が我が国のエネルギー政策には不可欠のものと確信し、これまで幾たびがこの本会議場でも知事に質問をしてまいりました。野呂知事にその質問ができるのも今回が最後であります。改めて、野呂知事にお伺いいたします。

原子力発電は、先ほど御説明したとおり、資源小国の我が国にとってなく

てはならないエネルギー源であり、時の政府も明確に推進を打ち出しているわけでありまして、今後も着実に実行していく必要があると思いますが、これについて野呂知事はどうお考えなんでしょうか。

また、原子力発電の着実な推進が我が国にとって必要なことであるとすれば、かつて原発立地の機運のあった我が三重県におきましても、この国策に貢献する努力をすべきだと思います。10年前、当時の北川知事は、この本会議場で、涙を流しながら芦浜原発計画の白紙撤回を述べられたことは脳裏にこびりついております。それは、当時、世論が二分され、冷静な議論ができない事態に立ち至ったからであります。この決断は、当時としてはやむを得ない判断であったと思います。

同じ轍を踏まないように、まず県が率先してエネルギー、原子力に関する正確な情報を県民に伝え、それをもとに冷静な議論を十分に行う。その上で、地域の意向を確認し、住民が国策のために協力しようという思いに至ったときには、安全確保を最優先に原子力開発を慎重に進めていくと。このように手順を踏んでいけば、大きな混乱を招くことなく、原子力エネルギーの開発という我が国の喫緊の課題に本県も貢献できると思うのですが、いかがでしょう。冒頭に申し上げましたように、野呂知事のすっきりした胸のすく御答弁をひとつお願いする次第でもございます。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 永田議員もおっしゃいましたが、私たちがこの地球を将来へ向けてしっかり引き継いでいくということ、このことは大変大事なことであります。その中で、地球温暖化対策というのは、どうしても取り組んでいかなければならない大きな課題であると考えているところであります。

こういう中で、化石燃料からの脱却を図っていくということが重要でございます。そういう意味では、新エネルギーの導入、促進など、エネルギー源の多様化に取り組んでおるところでありますけれども、新エネルギーは、経済性や発電の安定性など、取り組むべき課題もございまして、現実的には、今、化石燃料等とバランスのとれたエネルギーの確保を図ることが重

要と考えられておるところです。

国におきましては、平成22年6月に策定をいたしましたエネルギー基本計画の中で、非化石エネルギーの最大限の導入でありますとか、化石燃料の高度利用等によりましてエネルギー源のベストミックスを確保するとしておるところでございます。また、原子力につきましては、安全の確保を大前提に、国民の理解と信頼を得つつ、新設、増設の推進、設備利用率の向上等によりまして積極的な利用拡大を図るとしております。

私は、原子力政策の推進は極めて重要な課題であり、必要なものと考えておるところであります。しかし、従来から申し上げておるとおり、原子力発電などの電源開発を含むエネルギー政策につきましては、国策として取り扱われるべきものであり、国が責任を持って取り組んでいくものであると考えております。

その上で三重県での対応についてでございますけれども、県内における原子力発電所の立地につきましては、地域住民の同意と協力が得られるということや、立地の初期の段階から国が一貫して責任を持つ体制の整備など、いわゆる四原則三条件というものを持っておるわけでございます。私は、この原理原則を基準に考えていくということが肝要であると考えておるところでございます。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

45番（永田正巳） 前段もよくわかりました。またしてもこの四原則三条件の答弁になってしまったんですが、世界の今の原子力発電に対する取組というのを、パネルを映してください。（パネルを示す）これを見たら、この世界の流れというのはもう明らかだと思うんです。と同時に、この世界の週刊誌ですか、世界に浸透している『ニューズウィーク』（現物を示す）これにも載っておるんですが、もう世界の流れがそうなっているんですね。エネルギーを安定供給、環境保護、経済性のバランスが作り上げる最強の電力政策ベストミックスとは原子力エネルギーということで、これは世界を席卷する刊行物が書かれて、世界じゅうに配られておるわけですね。

こういうようなことを考えますとき、確かに、県の言っておる四原則三条件、これも大変重要な条件であるということは言うに及びません。だけど、三重県政としては、このことについて、もっともっと県民の理解を深めていくと、認識を高めながら理解を深めていくという、そういう県政の取組があつてしかるべきじゃないかと、こう思つておるのでございますが、その一方的な四原則三条件を厳守して、ただそれだけの議論に終わってしまうのではなくて、私もここまで何度も何度も繰り返し申し上げてきたのに、もう少し県政としての前向きなこの件についての取組がぜひ必要と思うのです。この取組について、今までどう取り組んでこられたのか、こられた実績があれば一遍御報告いただきたい。

知事（野呂昭彦） 先ほども申し上げましたように、三重県が持っております四原則三条件、四原則というのは、地域住民の福祉の向上に役立つこと、それから、二つ目に、環境との調和が十分図られること、三つ目には、地域住民の同意と協力が得られること、四つ目に、原子力発電においては、安全性の確保がとられること。これは極めて当たり前の非常に大事な原則であります。そして、三条件は、立地の初期の段階から国が一貫して責任を持つ体制の整備、二つ目には、安全の確保のため、国、自治体、事業者の責任の明確化、三つ目には、漁業と共存できる体制の究明と、産業振興の指導体制の強化。これが三条件であります。極めて明確なこの四原則三条件を我が県は持っておるところでありまして、したがいまして、この原子力発電の立地というような具体的な事案が起こつてまいりましたときには、この四原則三条件、これにのっつて対応していくということが極めて大事なことだと、こういうことを申し上げておるところであります。

なおかつ、もう一言申し上げれば、東芝の前社長、今の西田会長は三重県御出身でございます。東芝は、今、原子力発電を事業として世界に展開を図ろうとしておるところであります。やはり原子力発電の場合には、北朝鮮等でもいろいろ問題になっておりますが、核兵器等、兵器への利用がされるということが最も危険なことでございます。今原子力発電もいろいろ技術が進

んでまいりまして、西田さんから、私、前にお話をお聞きしましたら、核兵器に利用できない、そういう形の原子力発電の技術が確立もされてきておるんだと、こういうことをおっしゃっておられました。したがって、そういう意味では、まさにこういった兵器に利用されるというような、そういう国際的な危惧、こういったこともある中でありますから、国がしっかり対応しながらやっていくということが、極めて大事なんだということを私は強く思っております。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

45番（永田正巳） ちょっと時間も押してきましたので、私は、知事の思いは大体読めるんですが、もう少しすっとするような御発言が欲しかったかなと、このように思っておりません。もう少しこの問題については、熟度が必要なのかなというふうに思っておりません。今後もこの問題については引き続き私も取り組んで、何とか次世代に、我々の先人はよく考えて、いいことをやっていたなと実感できるようなことにすることが、我々の本当に大事な責任だと思っておりますので、この件については、引き続き、気を抜くことなく取り組ませていただいておりますのでどうぞひとつよろしくお願いをいたしとう存じます。

次の四日市港の問題についてでございますが、この問題も三重県にとって大事な大事な四日市港であります。三重県経済の恐らく1割以上を担っているとんでも過言ではないような四日市港であります。そう思うときに、三重県知事であり、あるいは四日市港管理者である野呂知事の思いを一遍聞いておきたいと思って実は通告をさせていただきました。

四日市港の展望でございますが、現状と経緯を簡単に申し上げていきたいと思っております。近年の四日市港の歴史、主なトピックスを振り返ってみたいと考えておりますが、平成16年7月に、東京港、横浜港を持つ京浜港、あるいは、また、神戸港、大阪港を持つ阪神港とともに、伊勢湾、名古屋港、四日市港でございますが、がスーパー中枢港湾に指定されました。これを受けて、翌年の7月には、四日市港は特定重要港湾にも指定されて、スーパー中枢港

湾プロジェクトが推進されることとなりました。

平成18年1月には、四日市港初の高規格コンテナターミナルであります霞ヶ浦北埠頭の80号コンテナターミナルが一部の供用を開始し、5万総トン的大型コンテナ船の受け入れが可能となったわけであります。なお、霞ヶ浦北埠頭の80号コンテナターミナルは、平成22年4月に全面供用を開始し、コンテナ取扱能力が大幅に向上したのであります。この80号コンテナターミナルと25号コンテナターミナルにおいては、民間のノウハウを取り入れた運営の効率化を目指し、スーパー中枢港湾の長期一括貸付制度を活用し、民間事業者による一体的な管理運営が行われているのであります。

平成19年5月には、県内の荷主企業から強い要望がありました、四日市港と北米との間のコンテナ定期航路サービスが開設され、平成13年5月以来、6年ぶりの北米航路が実現できたのであります。

さらに、県内コンテナ貨物の四日市港利用率が3割弱、県内のコンテナの荷物もまだまだ3割弱なんですね、というこんな低いこともあり、コンテナ貨物輸送に伴う環境負荷、CO₂排出なんですが、環境負荷を四日市港の活用によって低減させようとする民間事業者を応援するための制度として、平成20年4月にグリーン物流補助制度が創設されました。

これらの効果もありまして、四日市港の外貿コンテナ貨物取扱量は、リーマンショックの影響を受けた平成21年を除き、年々増加しておりまして、平成22年には、17万TEUを突破いたしまして、17万561TEUと過去最高を記録したのであります。

しかし、一方で、世界に目を向けますと、経済のグローバル化が進展する中、アジアの主要港との規模やサービスの差はますます増大しているんですね。日本の寄港環境はさらに厳しくなっておりますことは事実であります。

こうしたことから、国は、港湾の選択と集中をさらに進めるため、国際コンテナ戦略港湾の応募がなされまして、平成22年8月に、京浜港、すなわち横浜港、川崎港、東京港の京浜港と、神戸港、大阪港の阪神港を選定したわけであります。残念ながら、伊勢湾、すなわち名古屋港、四日市港は次点と

いう結果になってしまいました。

しかし、伊勢湾の背後圏である中部地域には、次世代自動車、航空機、高度な素材産業など、日本経済を支えている世界的な産業が集積をしているわけでありまして、そこで四日市港と名古屋港は、これらの産業を物流面から支えるため、平成22年9月に伊勢湾連携協議会を設立したのであります。今後は、両港が連携して、コンテナ貨物のみならず、伊勢湾の特徴であるバルク貨物や、完成自動車を含めた総合港湾としての国際産業ハブ港を目指した施策を推進していくことになっております。

そこで、県として、四日市港をどうしていくのか、どう方向づけていくのか、こういう観点で、野呂知事の思いをひとつお聞かせいただきたいのであります。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 四日市港につきましては、平成21年8月に、おおむね20年先を想定いたしました長期構想を策定いたしました。この長期構想の中におきまして、将来像として三つ掲げておるんですが、その一つは、物流機能が確実に確保される「背後圏産業の発展を支えるみなと」。それから、二つ目には、都市とともに活性化し、住民を元気にする「都市・住民とともにあるみなと」。それから、三つ目には、地域の環境や地球環境の改善にしっかり取り組んでいる「環境に優しいみなと」。この三つを将来像として掲げておるところであります。

私は、四日市港が、物流機能、防災機能、環境に優しい機能を持った港湾として地域に貢献する、なくてはならない存在になってほしいと、こう考えているところでございます。とりわけ、物流面におきましては、四日市港は、名古屋港とともに、背後圏産業の国際競争力の維持、強化を物流面から支えるため、コンテナ貨物のみならず、いろいろ永田議員も御説明がりましたが、伊勢湾の特徴でありますバルク貨物や完成自動車も含めた総合港湾としての国際産業ハブ港の実現を目指した取組を進めておるところであります。

四日市港独自のまた取組もございまして、四日市港は、背後圏産業を物流

面からしっかりと支えますとともに、顧客ニーズを反映した独自の取組も行って発展していくことが重要であると、こう考えておるところであります。御紹介ありましたように、このために荷主企業から好評を得ておりますグリーン物流促進補助制度、これの継続実施でありますとか、航路誘致補助金を活用した新規航路の開設に向けて取り組んでおりますとともに、臨港道路霞4号幹線など、四日市港に必要な基盤整備を着実に進めておるところでございます。

また、国際産業ハブ港を目指した取組を進めますために、昨年9月に設置いたしました伊勢湾連携協議会におきまして、将来の一港化を視野に入れながら港湾コストの低減及び港湾サービスの向上、貨物集荷の促進など、具体的な連携施策を検討しておるところでございますけれども、その中で、まずは、四日市港管理組合と名古屋港管理組合が、荷主などの顧客に対しますサービスの向上のために、一開港化の実現に向けて具体的な関係者との協議を進めていく必要があると考えておるところでございます。

県といたしましても、四日市港管理組合と連携をいたしまして、一開港化の実現に向けた取組を進めておるところでございます。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

45番（永田正巳） ここで産業振興という観点から四日市港をどう持っていくかということの御答弁が欲しかったんですが、もし、後で、あればひとつよろしく願いをいたしたいのであります。

今御答弁いただきました一開港化。一港化ではないですね。一開港化ですね。それで私もほっとしましたけど。よく一港化という言葉が出てくるんですね。これはもう私は、頭からこれであってはならんと思います。歴史的に見れば、名古屋港、四日市港は、開港した年数からすれば、四日市は百何年ですか、110年弱だと思んですが、むしろ歴史は古いんですよ。それで、営々としてずっと三重県四日市市、力を入れてここまで来たわけですから、今一港化というお話が出ているんですが、これでは今までの苦労が本当に水泡に帰してしまうと、こう思っておるわけでありまして。したがって、その四日

市港の独自性が、将来とも確保できるような一開港化ということで進めていただくことがまず大事なのかなというふうに思っておりまして、今、知事からもその御答弁があったので、私もほっとしたわけですが。四日市港の港湾関係者にとりますと、時折この一港化の話が出てまいりますと、そこで議論が出て、非常に寂しい思いをする方々が多いわけではありますが、これについては、はっきりと四日市港の行き先をきちっと方向づけておいていただきたいものと思っておるわけですが、どうぞひとつよろしくお願いを申し上げる次第であります。

もう一つ、お聞きするならば、産業ハブ港の産業振興面での思いがあればいま一つ聞かせていただければありがたいと思います。あれば。

知事（野呂昭彦） さっき、一港化、一開港化のことについてお伺いになりました。私は、将来的には、やはり一港化を、例えば国なり国際的な状況を考えるならば、そういったものの要請は当然出てくるだろうと、こういうふうに思っておるところであります。しかしながら、一港化になりますのには、例えば、一開港化の中で、いろんな特別トン税等の低減等をやる港湾手続の簡素化、こういったことも取り組んでいくということをやりながら、一港化のときには、四日市港管理組合と名古屋港管理組合、これを一体にしようというようなことになるわけですね。したがって、顧客のニーズ、あるいは世界の港湾との競争性、そういったことからいったら、やはり将来の一港化ということはきちっと視野に入れておかなきゃならないと考えます。

しかし、その前に、一開港化による顧客へのサービスの向上、これにしっかり取り組むことができなかつたら一港化へのそんな取組もそれはなかなかできるものではありません。したがって、今、名古屋港との間では、一開港化をとにかく進めていこうではないかということでやっておるところでございます。

それから、産業面での機能ということでもありますけれども、さっき申し上げたグリーン物流によりまして、やはり地球に優しい、環境に優しい四日市港というものも目指そうということでもありますし、それから、今度、石樽峠

のトンネル、あその部分が開通するわけですね。そうすると、滋賀あたりからもかなりの地域が、名古屋港よりも四日市港というのがより近くなってくるわけでありますから、そういう意味では、この背後圏というのも、ただ単に三重県だけではなくて、滋賀県とか、岐阜県とか、そういうところも視野に入れながら、やはり荷主である顧客の皆さんに利用していただきやすいような、そういう施策を積極的にとっていくということが大事でございまして、そういう意味では、石垣副管理者を先頭に、そういった新たな顧客開拓というような、そういったことにも取り組みながら、この背後圏産業を物流面からしっかり支えていく、そういう四日市港の機能を高めようということにしておるところでございまして。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

45番（永田正巳） この件につきましては、私の思うところと大体、知事の満足のいく御答弁をいただきましてありがとうございます。取り急ぎ、とにかく一開港化で歩んでいただき、そして、体制固めをしていただきながら最終の目的に、こういうことであれば私も可とするわけでありますので、どうぞひとつよろしくお願いをいたしたいのであります。

さて、次に入ってまいります。

三重県の水田農業のあり方なんですが、ちょっと新聞の情報で大変恐縮なんですが、東京大学の生源寺教授が、農政について、TPP問題で論説を書かれております。これは私と考え方が非常に、本当に賛同できることなので、この先生の講演の記事がありますので、これをひとつ引用させていただいてまいりたいと、お許しをいただきたいのであります。

我が国の農政問題なんですが、一昨年9月の新政権発足を契機に、担い手重視から小規模兼業農家を含めた多様な担い手重視路線へと大きく変換をしてきておるわけですね。そして、戸別所得補償制度が出て、その経過をしたわけですが、本当ならば、戸別所得補償制度というものの、これは総括検証を一遍きちっとして、そして、これでこれからの農政はいけるのかどうかと、こういう大事な総括検証をすべきだと思うんですね。国は、6月

に、農業の体質というものをきちっと見きわめながら、それなりの方向づけをして、それをした段階でＴＰＰというような方針をするということは言われておりますけど、この生源寺教授は、そんなのは短期間でそれだけの体質の見通しを立てて方策に移っていくということはなかなか難しいということを言われたんです。私ももう全く同感でございます、そう安易な開国論に待ったと書かれてありますが、私は全く同感でして、そう簡単に、ＴＰＰ問題については、６月のそれを待って、その方策をやってからそういうふうなことで参加をしていくと。それはなかなか私は危険だと、こう思っておりますので、ひとつつけ加えさせていただきたいのであります。

さて、それに伴う水田農業のあり方でございますが、国は、昨年末、平成23年度政府予算案を閣議決定し、農業者の戸別所得補償制度の本格実施に係る関連予算8003億円を計上しておりますのでありまして、今国会で審議されておるのであります。既に、本年度から、米及び転作作物を対象とした戸別所得補償モデル対策が実施されるところでありますが、来年度の政府予算案は、ほぼこのモデル対策の考え方を踏襲しながら、さらに畑作物を所得補償の対象とするとともに、規模拡大や耕作放棄地の再生などへの加算措置が付加されておるのであります。

私は、昨年の2、3月議会におきましても、この制度が、米の生産に対して10アール当たり1万5000円の定額交付金が支払われ、全国的な米価下落時にも、さらに交付金が支払われるなどのメリットがある一方で、小規模な農業者へも交付金が支払われる、いわゆるばらまき感の強い仕組みであることや、麦や大豆などの転作作物へ助成水準が下がるなどの危惧もあることから、新制度をきっちりと取り組み、県の実情に合わせるべく、県も指導的な役割を果たすよう指摘させていただきたいところでもあります。

しかしながら、制度がスタートし、平成22年産米の収穫出荷が始まると、全国的に米価が暴落し、県内においても、農家への10アール当たりの仮渡し金が前年度より約2000円下がるなど、県内の農業現場の不安を高める結果となっているようであります。既に、本県においても、申請窓口となる農林水

産省の三重農政事務所が中心となって、来年度に向けての制度説明会が県内各地で行われているわけでありますが、私は、たとえ国の制度であっても、県内農家が不安を抱いている状況において、制度転換の影響を分析、評価し、来年度からの本格実施に向けての推進に際しては、県の関与は不可欠と考えております。

そこで、質問なのですが、本年度、試験的に実施された戸別所得補償制度モデル対策を県はどのように評価し、来年度からの本格実施に向けてどのように推進するのか、県当局の所見をお伺いしておきたいのであります。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 本年度実施されております戸別所得補償制度のモデル対策への評価でございますけど、本県では、この制度へ加入件数が2万7704件となっております。米の共済加入者の78%に当たりますことから、加入できる農業者はほぼ加入されたと考えております。また、作物別では、大豆が前年度対比で約14%増え、3840ヘクタールとなったのを初め、麦、菜種など、すべての戦略作物が増加いたしております。食料自給率の向上につながっておりというふうに考えております。

しかしながら、これまで、生産調整の参加が少ない地域でありますとか、不作付の多い水田の地域におきましては、モデル対策への加入が少なく、加入率も市町村間に格差が生じております。

この対策への加入は、農業者にゆだねてあるとはいいましても、米価の急激な下落など、現状を踏まえると、さらに加入を促進する必要があると考えておるところでございます。

23年度、本格的な実施に当たっては、様々な課題もございますけど、県としましては、国の動き、関係作物の需要動向を注視しながら対策のメリット、デメリットを十分検証するとともに、経営安定のための情報提供を行っておりおるところでございます。

今後も、市町、JAなど関係団体で組織されます水田農業推進協議会でありますとか、県の普及組織の活動を通じまして、地域の状況を十分に把握い

たしますとともに、実情に応じたきめ細かな対応に努めてまいります。

以上でございます。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

45番（永田正巳） もう少ししっかりした総括検証、これをきちっとやっていただきたいなという思いでいっぱいなんです。この制度については、国の制度もそうですけど、三重県は三重県なりの農業政策というものをしっかり確立願いたいんですね。これを特に申し上げて、国への政策はこうだから三重県はそれに倣っていくんだと、これも大事でしょうけれども、三重県は三重県なりの農政の環境があるわけですから、これをひとつ何とか独自性を踏まえていただきたいと、これは要望として申し上げておきます。

それから、次に、もう時間も押してまいりましたね、戸別所得補償制度の戦略作物として位置づけられている麦、大豆、ソバ、菜種などの需要拡大について質問を申し上げたいのでありますが。

私は、もう10年近くになりますが、地元四日市市の製めん業者の県産小麦で中小零細企業を活性化したいとの強い声にこたえるべく、県産小麦あやひかりを活用した伊勢うどんの製品化に向けての取組に対して積極的にかかわってきたのであります。県の麦作振興会議への参加をはじめ、生産者を対象とした栽培研修会や、生産者、製粉業者、製めん業者が一体となった交流会へ参画し、時には、県の担当者のしりをたたきながら、また、苦言も申し上げながらも、精いっぱい応援させていただいたところでもございます。今、地元の製めん業者に聞きますと、式年遷宮に向けて、県産小麦を活用した伊勢うどんは順調に販売を伸ばし、また、新たな動きとして、B級御当地グルメとして売り出し中の亀山みそ焼きうどんも県産小麦が活用されていると聞いております。その結果、こと小麦に関しては県産の需要が十分に確保され、戸別所得補償制度の対象作物として農家経営の安定に寄与するとともに、県内食品事業者の景気回復の起爆剤的な役割を果たしてきたと言えるのであります。

すなわち、戸別所得補償制度の加入条件である米の生産数量目標を達成し、

制度を有効に活用し、農家経営の安定、ひいては県水田農業を発展させるためには、麦、大豆など、安定的な転作作物が必要であり、また、こうした県産農産物を活用した商工業との連携により経済活動としての効果も期待できるということであります。

しかしながら、こうした麦、大豆などは、全国的に生産が拡大し、産地間競争や、輸入農産物との価格競争が激化するなど、需要の確保が難しい状況であると聞いておりますが、今こそ、あやひかりの成功事例を参考にした施策展開が本県で必要ではないかと考えているところでもございます。

そこで、水田の担い手農家の経営安定には転作作物の収入安定が重要と考えますが、戸別所得補償制度の対象となる小麦、大豆など戦略作物の需要拡大に県はどのように取り組んでおられるのか、ここで当局の所見をお伺いしておきたいのであります。

農水商工部長（渡邊信一郎） 戦略作物につきましては、やはり需要の確保というのが一番かぎになっておりますので、議員が御紹介いただいたように、様々な取組が行われております。県としまして、このような地産地消運動を起点といたしまして、例えば学校給食におきまして県産の小麦と米粉を両方使ったパンを提供するなり、それから、市、町、ＪＡが中心になって、ソバ、菜種などを活用した特産品の開発などを支援しておるところでございます。

今後も、こういう伊勢うどんなどの成功事例を参考にしながら、農商工連携、食育、地産地消運動などの独自の支援措置も展開しつつ、需要拡大に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

なお、昨年12月には条例も制定しておりまして、三重県独自の政策もそれに基づいて展開をしてみたいと考えております。

以上でございます。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

45番（永田正巳） ありがとうございます。

これは積極的に取り組んで、県が指導的な姿勢でぐいぐい引っ張っていい

ていただきたいなと思いますので、特に要望を申し上げておきます。

時間も押してまいりましたので、最後の、外国資本による土地取得について、これは昨日の中村進一議員の質問にありましたが、清流宮川を守る会という方々が、たまたま三重県においては非常に功を奏したということを知っていて、私もほっとしたわけではありますが、このところ非常に外国人による水資源の争奪戦がありまして、日本の森林の買収をやっているというような非常に悩ましい記事がよく出るわけでありますから、特に私はこの三重県におきましても、こういうことにつきましてみんなも関心を持ち、意識を盛り上げたいと、こういうような意図がございましたので、あえて今回、通告させていただきました。これはぜひ、法律は法律として、三重県政として、どうこれについてはこれからも臨んでいくのかという考えだけをひとつここで賜りたいなというふうに思うわけであります。

外国人の土地取得につきましては、国のほうでも昨年、土地取得状況について実態調査を行い、北海道などでの何件かの買収があったことが報告されております。少し前には、テレビ番組でもその実態が報告されたところでもございます。また、先日の新聞報道では、北海道以外でも山形県の最上川の源流で森林を外国人が購入したということが県の調べでわかったという新聞報道がございました。

この問題に関しましては、三重県でも、森林については、議員提出条例の三重の森林づくり条例が平成17年に制定されて、その条例に基づき森林全体が適正に管理されているところではありますが、森林は乱開発されると、例えば、水源では水資源の枯渇や水質悪化、伐採による景観破壊につながるような問題が懸念されているところでもございます。

そこで、三重県としては、県域の森林について外国人が取得しているかどうか、その実態があれば一遍御報告いただきたいし、そして、この問題について、三重県政としてこれからどう取り組んでいくのか、これをひとつお聞かせいただいております。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰巳清和） 私どもの情報では、森林買収というのは、18年と20年に熊野市と大台町で買収の打診がございましたが、売買には至っていないというふうに情報ではつかんでございます。三重県内ではです。

それから、この問題に関しまして、昨年の11月に、国のほうに対しまして、外国資本等による森林の売買や適切な管理体制に関する法整備の要望提言を行っておりますし、それから、県内の市町や森林組合等にその情報提供を求めているところでございます。それで、本年の11月14日に、森林・水資源の保全に関する情報交換会ということで、庁内に連絡会議を設けまして、情報共有を行っております。

こうした国の動きもいろいろ検討されておるようでございますが、動きを注視しながら、引き続き、連絡会議によりまして、他県での事例であるとか、対応状況、こういうものについて情報収集していき、幅広い視点から課題の整理や対応策などの検討を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

45番（永田正巳） もう時間も終わりでございますので、どうぞこの問題については後手にならないように、後手後手にならないように、ひとつ三重県政として絶えず重要な案件として先手を打って、後手後手になって、後悔のないようにしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

副議長（森本繁史） 28番 藤田泰樹議員。

〔28番 藤田泰樹議員登壇・拍手〕

28番（藤田泰樹） 議長のお許しをいただきまして、新政みえ、四日市市選出の藤田泰樹でございます。本日、4人目の質問者ということで、執行部の皆さん方も大変お疲れとは存じますが、私にとりましても集大成の質問となります。ぜひ明快な答弁をお願いしたいと思います。

まず、質問に入ります前に、今朝ほど中川正美議員からもございましたけれども、今回のニュージーランドの地震におきまして多くの方々被災をさ

れ、また、日本国内の方々もその中に多く含まれるということで、大変私も心配をしておるところでございます。さらに、今日のお昼のニュースで、そのお名前とか年齢がかなり出てまいりました。見ておりましたら、ほとんど19歳から20代、この方々が圧倒的に多い。いわゆる一つの志を持って、これからのグローバル社会を目指して語学研修に向かっていた若者たちがこの中で多く被災されている。これに対して大変悔しい思いを抱いたところがございます。早期にこの方々が救出され、お元気なお姿を見せていただけることを心より祈りたいというふうに思っております。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。今回は、子どもの問題1本に絞らせていただきました。すべての項目が何らか子どもにかかわるというような形でございます。ぜひとも、これからの日本をつくり上げていく子どもたちにとって、いい御答弁がいただけるようお願いを申し上げます。

さて、私が、平成11年、県議会に議席をいただき、ちょうどそのとき、現行の教育振興ビジョン、これが同年3月に策定をされたところでした。三重県にとっては初めての教育振興ビジョンということであり、実は、私、そのビジョンの策定の折、現場の教職員代表として策定委員の一人になっておりました。その関係もありまして、私にとりましては、これからの教育振興ビジョンがいかに進められていくのか、これに注目をし、しっかりとその検証も行っていくぞという思いで議場に臨ませていただいたことを思い出します。

教育内容とか、指導部分につきましては、これは子どもと直接向き合う学校現場でなければ本当に進めることはできない。目の前にいる子どもたちの現実を見ながら、これらのものは改革をしていかなければなりません。教育委員会とか行政とか議会、これが取り組まなければいけないことは、その現場環境をいかに活動しやすい状況に仕上げていくのかと、これが教育委員会にとって最も重要な施策であります。

この観点から、私は、これまでの間、少人数教育の充実、障がい児教育の充実、外国人児童・生徒の教育の充実について発言し、提案もさせていただ

いてきたところでございます。今定例会には、その教育振興ビジョンにかわり、昨年の12月に制定をされました新教育ビジョンに基づく施策というものもたくさん出されております。これらの問題につきまして、その理念であります子どもたちの自立する力と、ともに生きる力をはぐくむ取組を推進するために、この予算化されました施策について、これまでの総括も含めながら少人数教育の推進、特別支援教育の推進、外国人児童・生徒教育の充実の3点についてまずは質問をさせていただきたいと思っております。

まず、少人数教育の推進について伺いたいと思っております。

現行の、旧と言ったほうがわかりやすいですか、旧の教育振興ビジョンにおいてもこのことは述べられています。ただ、その策定当時には、40人学級を基本として、チーム・ティーチングの教員を配置することで、基礎基本の定着のため必要に応じて少人数教育を進めるという方向でした。その後、子どもたちの多様なニーズや基礎基本の定着を進める上で、学級そのものの人数を減らすとの考え方から30人以下学級の方向へ大きくその方向が切られたところでございます。平成15年、野呂知事の英断もありまして、小学校1、2年生での30人学級が始まり、さらに、それが中学校1年の35人学級へと進行をしてまいりました。先日、萩原議員も申されましたけれども、残念ながら、下限25人という課題は残されておりますけれども、そのことを進めていくために、みえ少人数としての充実を図っていただいていたところでもございます。

その中で、やっとう重い腰を国が上げて、小学校1年生の35人学級もスタートをすることになりました。この国の流れが加速されるよう、ぜひ国へもしっかりと要望をこれからも強めていっていただきたいというふうに思います。さらに、三重県独自の少人数教育の推進がさらに図られるように、今後、教育委員会としてはしっかりと取り組んでいっていただきたいと思っております。

ただ、今回、少し危惧をしておりますのは、この35人学級、国の標準定数の改善のほうですけれども、この定数改善が、全体として県単加配の教員も含めて教員定数の減につながるということがないかということを大変危惧しており

ます。そうなってしまっただけは何の意味もないわけでございます。

教育委員会として、現行定数の確保と充実についてどのように考えてみえるかということをお伺いします。

また、多くの施策に向けて加配教員というのは実はございます。みえ少人数もそうですし、特別支援教育であり、日本語指導であり、生活指導であり、こういった部分について学校現場がより動きやすいようにということで県としての加配をしていただいております。ただ、この中で例えば少人数教育に限って見てみますと、常勤職員が52名に対して非常勤職員が235人という配置になっております。ほかのものについても同じような傾向が見られます。さらに、市町によっては、さらにその少人数教育等を補強しようということで、単独予算で加配をしていただいている市町もございます。

ところが、子どもたちを現実的に継続的に指導していこうと思えば、この非常勤講師というものが寸断をされてしまうことになってしまうわけです。指導が。このことを大変危惧しております。この前も、一度これは申し上げたことがございますけれども、この加配教員をどのように配置するか。いわゆる学校に常時いてくれるような形で配置をすることができないのか。例えば、加配項目は幾つかございますので、その二つの項目を兼務させることによって、仕事内容は異なるけれども全体としての継続した学校に勤務することができる状況をつくり出すとか、市町の単独加配等と、これは併任をするという形になりますけれども、併任をすることによって、同じように時間継続を行うことができないのか。市町との協力の中でこのような検討も進めていくことができないのかということもあわせてお伺いをしたいと思います。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 藤田議員の新しい教育ビジョンに絡めまして、少人数教育の推進についてお答えいたします。

30人学級をはじめとする少人数教育につきましては、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育を推進していく上で非常に重要と考えております。

こうしたことから、昨年12月に策定いたしました三重県教育ビジョンにおきましても引き続き取り組むことといたしております。

県では、これまで段階的に少人数教育を進めてまいりました。これらの取組には多くの教員定数が必要なことになっております。このため、国からの少人数教育のため配置されている定数の活用に加えまして、県単独、独自で定数を年々拡充してきたところでございます。

国の平成23年度予算案では、小学校1年生の35人学級の実施が盛り込まれたところであります。これを実施するには、全国で4000名の教員が必要とされているところであります。これがまると4000名あればいいんですけども、しかしながら、そのうち1700名は、先ほど申し上げました、これまで配置されておりました少人数教育のための定数を振りかえるという内容になっております。その分につきましては、本県でも、応分の削減が見込まれるところになっております。

このような中では、教育委員会といたしましても、平成23年度におきまして、これまでの少人数教育が後退することのないように、県単独の教員を継続して配置してまいりたいと思っております。

あわせまして、県の定数を活用いたしまして、国の35人学級と本県独自の少人数教育とを連動させまして、きめ細かな教育の推進に努めてまいりたいと考えております。今後とも、小学校2年生以降の学級編制標準改定の着実な実施、少人数教育に必要な定数の確保に向けまして、国に対して引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

もう一つ、非常勤講師についてでございます。

少人数教育の推進や特別支援教育の充実、日本語指導が必要な外国人児童・生徒への支援などを行っていただいております。県教育委員会といたしましても、できる限り多くの学校に配置することができるよう、任用に工夫を凝らしているところでございます。市町教育委員会におきましても、それぞれの課題に応じまして、市町独自で非常勤講師の配置を行っている状況がございます。また、県が任用している非常勤講師の中には、

複数の学校を兼ねている場合があったり、市町が任用する非常勤講師を兼ねている場合もあって、幅広い活用を図っているところでございます。

こうした中で、議員御提案のように、非常勤講師を常勤の教員とすることは、一つの学校で、議員も御説明いただきましたように、継続した教育ができるという利点があります。一方では、多くの学校で幅広く柔軟に活用することの制約を受けることになってしまいます。その意味も含めまして、県教育委員会といたしましては、今後とも、市町教育委員会、また、学校の意見を十分に聞いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔28番 藤田泰樹議員登壇〕

28番（藤田泰樹） 御答弁ありがとうございました。

一つ、少人数教育の推進という部分につきましては、ぜひ、教育長、申されたように、その確保、そして、さらなる充実に向けて取組を進めていただきたいと思いますし、県の中で、できるものであれば学年進行をすることができるような体制が組めればということをお願いしておきたいと思っております。

非常勤講師のほうの問題ですけれども、確かに、おっしゃるように、各学校にできるだけ広くその機会を与えていきたい、この思いもわかります。ただ、小規模校の場合は、こういう実態が出てくるのは否めないと思っております。が、ある程度の規模のある学校については、講師さんというのは複数配置をされているケースというのが非常に多い。そして、現場の声としては、やはり常勤でおっていただいて、指導していただいた後、その子どもの様子を見ていただくこと、そういう機会をできるだけとっていききたい。今の状況の中ですと、なかなか授業時間内中にその講師の方と担任の教師とが会話をするというような時間はとれません。やっぱりそういう問題を考えていくと、指導の継続性という意味から考えて、何か工夫はないのか。これをぜひ探っていっていただきたい。

今おっしゃいましたように、併任の格好で、県の講師と市町の講師とを兼務するということはありますけれども、その方が違う学校に行ってしまうと

は何にもならんわけですね。だから、そういう観点をしっかりと見据えて、今各学校においても、ある程度学校長の判断で、使い勝手がいいように先生方の動きをつくれるようにはなっており、総額裁量制の中で。ただ、やはりなかなかそうはいかないというのが現実だと思います。ぜひ、この点について、今後もしっかりとした検討を進めていっていただきたい。それをお願いしておきたいと思います。

次に、特別支援教育の推進について伺います。

旧の教育振興ビジョンから大きく変化した課題と言わなければなりません。なぜかと申しますと、旧教育振興ビジョンの当時は、障がい児教育の充実として、就学の弾力化や医療的バックアップの必要性、早期からの教育の充実などがうたわれていました。その後、ノーマライゼーションの理念が浸透し、国においても、障がい児教育から特別支援教育へと大きく考え方が変わってまいりました。すべての子どもたちが、障がいの有無にかかわらず互いの人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現の観点から、特別支援教育が進められることとなりました。

このことによりまして、障がい児学級は、種別ごとの設置から特別支援学級への変更となり、あわせて、発達障がいを持つ子どもたちにも対応できる形態へと変化をしてまいりました。種別の障がい児学校にあっても特別支援学校となり、各小・中学校の特別支援学級へのセンター的役割も担うことになりました。

平成15年第4回定例会において、この移行に伴う様々な課題について6点にわたり質問させていただきました。1点目は、専門的教員免許を所持する教員が少ないので研修の充実をしてほしい。2点目は、制度変更に伴う施設整備。いわゆる種別であったものがすべてを含むということになりましたので、この施設整備の問題。3点目は、特別支援教育コーディネーターの育成について。4点目は、今まで部屋にいたものが学級のほうへも行くようになりますし、逆のケースも出てまいります。この通級に伴う介助員の資格についてはどうするのかという問題について。5点目は、教育支援計画の策定に

伴うその体制づくり。6点目が、移行に伴う、保護者が大変この時点では不安がありましたので、丁寧な対応についてという問題で、6点質問させていただきました。

その後、亀山市や四日市市など先進的に取り組まれる市町の取組を県全体のものとして共有化するなど、積極的にこれは取り組んでいただけたというふうに判断しております。かなりの部分において充実をしてみいました。しかし、特別支援教育の必要な児童・生徒の増加や、それから、高等部への進学を多くの子どもたちが望む、いわゆる急増の問題。特に施設整備の遅れが顕著となってきました。今次予算におきましても、石薬師高校や桑員地区における特別支援学校の設置や、施設整備の予算、発達障がい支援フォローアップ事業予算なども予算計上していただいています。養護学校のほう、特別支援学校のほうはそういう格好でどんどん進んできていると言えると思います。

しかし、残念ながら、各小・中学校における特別支援学級のほうです。それぞれの学校のバリアフリー化や訓練を行う施設設備については、まだまだの感が否めません。例えば、特別支援学級にいる子どもは必ず1階にする。なぜか。2階、3階へ階段で上らなければならない問題が出てくる。肢体のお子さんの場合になりますね。こういったようなところで、なかなかバリアフリー化工事というのも難しいですし、エレベーターやら階段昇降機やらこういうものが設置されている学校というのもまだまだ少ないです。しかし、すべての学校が子どもたちを受け入れていかなければならないというのも現実でございます。この問題について、お取組があればお答えいただきたいし、さらに、どのように取り組まれようとしているのかをお答えください。

また、小・中学校における医療的ケアについては、これはかなり遅れていると言わざるを得ません。医療的ケアの必要なお子さんというのは、今までは、特別支援学校のほうへほとんど行ってみえたというのが本当なんですけれども、現在の考え方の中では、すべての子どもたちをそれぞれの地域で受け入れていこうというのが現実でございますので、こういった問題について

も新教育ビジョンの中でも取り入れられておりますけれども、今後の県教育委員会としてのお考えをお伺いしたいと思います。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 特別支援教育の推進についてでございます。

特別支援教育につきましては、障がいのある子どもたち一人ひとりの特性でありますとか、ニーズに応じた教育を行っていく必要がございます。このため、紹介ございましたコーディネーターの配置、また、個別の教育支援計画の作成など、体制整備に努めてまいったところでございます。また、特別支援教育の推進につきましては、障がいの有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重し、お互いに支え合う共生社会、ノーマライゼーションでございますが、そういった社会の実現につながるものとして大変重要でございます。

特別支援学校につきましては、先ほど議員も御紹介がございましたように、順次整備を進めておりまして、また、今予算にも計上させていただいたところでございます。

一方、現在、国のほうでは、障害者の権利に関する条約、仮称でございますけど、その批准に向けた国内法の整備にあわせまして、障がい者に関する制度の改革に対する議論が進められているところでございます。

県教育委員会といたしましては、国での議論の動向も踏まえながら、共生社会の実現を目指した特別支援教育を推進してまいりたいと、そういうふうな方針でございます。今後とも、子どもたちの特性に合わせた適切な指導及び支援のために、教員の専門性の向上、資質の向上、それから適正な教職員の配置に取り組んでまいります。また、あわせまして、小・中学校段階では、特別支援学級を中心といたしまして、より地域に近いところで障がいのある子どもたちへの対応を進めてまいりたいと思っております。

こういった考え方のもと、必要となつてまいります、御指摘いただきました施設のバリアフリー化でございますとか、また、訓練施設の整備、また、必要となつてきます医療的ケアの対応などにつきまして、体制整備につつま

しても市町教育委員会のほうで特に施設整備につきましては対応していただくこととなります。そういったことにつきましての、こういったことの必要性等につきましていろいろな御所見、情報提供を行いながら、市町教育委員会の協力を得て促進してまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

〔28番 藤田泰樹議員登壇〕

28番（藤田泰樹） ありがとうございます。

確かに、小・中の施設整備については市町の問題ではあります。ただ、今までのところ、特に地震の問題が大きく取り上げられて、各学校の耐震化というのがあくまで優先されてこれまでのところ取り組まれてきたのが現実だと思います。そのことは理解します。しかし、これから、耐震化工事がほぼ三重県はもう完了しましたので、これからの学校の施設整備というものは、こういったところへしっかりと目が向いた形の整備をしていかなければならないと思いますし、特に建てかえが進められているような学校も今あるわけですね。こういう学校については、バリアフリー化の考え方をしっかりと助言していただいて、そういう形のものへ持って行っていただきたいと思えますし、医療的ケアについては、これは人的な配置の問題になってまいりますので、これは県で取り組める問題だと思います。ぜひとも、そのことについてもしっかりとした御検討をいただく中で、より子どもたちが健やかに自由な環境の中で学習を進めることができる場づくりに取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、教育ビジョン関係、3点目に行かせてもらいます。

外国人児童・生徒に対する教育について伺います。

10年前の教育振興ビジョンでは、この問題、上げられておるんですけども、しかし、当時は、外国人の子どもたちは人数も少なく、拠点校に集められて、日本語指導も含めて行われているというのが中心でございました。しかし、その後の急激な児童・生徒の増加とともに、それぞれの居住区の学校へ入校することが多くなり、部分的な取組では間に合わなくなってまいりま

した。

また、外国人の集住する地域では、学習に対する問題だけではなく、生活や習慣の違いによるトラブル、学校と保護者との連絡など多くの課題が発生してきたところです。学習資料の作成とともに、予防接種をはじめ学校からの連絡、地域課題への対応など、教育だけでなく生活にまで入り込んだ対応が学校へ求められているのが実情です。

教育委員会としても、日本語指導の必要な児童・生徒の増加に伴い、指導教員の配置や母国語の話せる指導員の配置などを施策として行ってまいりました。また、伊賀の伝丸や鈴鹿市の愛伝舎など、NPOの方々の協力も得る中で保護者対策や地域コミュニティとのつながりも図られてきたところでございます。しかし、永住を視野に入れた子どもたち、それから、長くなってきた子どもたち、この子どもたちは、進学や就労を目指すという形になってきております。この子どもたちにとりましては、いわゆる日常会話はできるんですが、学習言語というものの定着、日常会話とは若干異なります、の違いや、日本の制度そのものへの理解不足の問題など、多くの課題があります。

本来、この問題は、日本が国として外国からの人々をどのように受け入れていくのかをしっかりとした方針で示すべきではあります。しかし、目の前にいる子どもたちは待ってはくれません。さらに、このところの経済状況の悪化から保護者の生活状況も不安定となり、子どもたちの動きも流動的になってまいっております。多文化共生の社会を実現する上でもこれらの課題を改善する取組が重要になってまいります。新教育ビジョンにおいても、この点を踏まえ施策を充実する方向で記載がされています。児童・生徒がそれぞれの居住区に分散していく傾向の中、特に少人数の子どもしかいない学校の児童・生徒が置き去りにされることのないように取り組むことが肝要だと思います。教育委員会としてのお考えを伺いたい。

さらに、日本語指導につきましても、これまでの間、多くの教材や指導方法の工夫など、学校現場におきましても教育委員会におきましても取り組ま

れてまいりました。かなり充実してきたとは思っています。さきにも述べたように、学習言語の習得というものは、ふだんの生活や進路選択、就職活動などにおいても大変重要なものです。旧教育振興ビジョンにおいても、日本語指導法の確立ということが述べられていましたけれども、残念ながら、まだ確立されたとは言えません。今後、どのようにこの課題について取り組まれようとするのか、あわせてお答えいただければと思います。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 外国人児童・生徒教育の充実につきまして御答弁申し上げます。

公立小・中学校に在籍する、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の数につきましては、平成22年9月1日現在で1501人となっております、平成12年度と比べますと、約2.3倍となっております。また、在籍校数は、平成12年度当時で147校であったのが、小・中学校合わせて200校に上ってきております。また、この割合は、県内の公立小・中学校の3校に1校の割合となっております。これらのうち、外国人児童・生徒の数が5人以下の学校は、132校で66%でございます。

議員も御指摘いただきましたように、言葉によるコミュニケーションに課題を抱えながら日本で暮らす外国人児童・生徒にとりまして、教育というのは、御自身の幸福な生活を実現するための不可欠な礎とっております。このような考え方のもとに、県教育委員会といたしましては、外国人児童・生徒の在籍の少ない学校に対しまして、教員に指導方法などを助言するコーディネーターを派遣いたしまして、受け入れ体制の整備を図っているところでございます。また、そのほか、引き続きまして、ポルトガル語、スペイン語を話せる巡回相談員10名を派遣するとともに、受け入れから教科学習につながる日本語指導の手引きを作成いたしまして、すべての小・中学校に配付しているところでございます。

来年度におきましては、スペイン語対応の巡回指導員を1名増員するとともに、外国人児童・生徒の在籍が少ない学校にコーディネーターを引き続き

派遣することといたしております。また、教科学習につながる日本語指導方法の確立に向けましては、この指導方法はまだ確立しているとは言いがたいところでございます。こういったことにつきまして、特に在籍率が高い本県にありましては、特にそういった学習方法を研究している大学にとってはある意味でのフィールドとなるところでございます。そういったことから、外国人児童・生徒教育に取り組む大学と連携いたしまして研究を進めているところでございます。今後は、その成果を市町に広めてまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、外国人児童・生徒が日本語で学習する力を身につけ、将来、地域でともに生活していくことができるように市町教育委員会や関係機関と連携して取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔28番 藤田泰樹議員登壇〕

28番（藤田泰樹） ありがとうございます。

この外国人児童・生徒の問題につきましては、今、教育長、おっしゃっていただきましたけれども、日本語指導の確立というのが今後しっかり望まれてくる問題だというふうに思います。先ほども申しましたように、学習言語というものは、通常のコミュニケーションのものだけではない、やはり正確な日本語を習得していくということが大変重要になってまいるわけでございます。これは確立されることが早急に望めますし、今おっしゃっていただきましたように、大学なんかでも一つの研究対象としても大変おもしろいものになっているんだろうというふうに思います、大学側から見ますと。ただし、現場はそうではありません、直接対応していかなければならないわけですから。鈴鹿市なんかにおきまして、この問題についてしっかり取り組んで先進事例もつくっていただいておりますので、ぜひ、この問題についてのしっかりとした確立がなされていくように。

そして、これは以前、登壇させていただいたときに申し上げたことですが、在籍が長くなってくると、いわゆる日本の期間が長くなってまいり

ますと、母国語の問題も出てまいります。この問題につきましても、しっかりとしたフォローができるような学校であってほしいというふうに願うところです。三重県の場合は、外国人学校に対しましてもしっかりとした補助、もしくは、生活状況が大変厳しくなったということで学習資料等の補助も行っていただいておりますけれども、これは生活・文化部のほうになります。こういった幅広い取組をしていただいているところですが、やはり、基本になるのは日本語の正確な習得だと思います。ぜひ、この問題につきまして、取り組んでいただくことをお願いしたいというふうに思っております。

最後に、教育ビジョンにつきまして、新しい教育ビジョンができ上がりました。実は、これからの進行管理というのが大変重要になってまいります。ほかに、環境教育、人権教育等いろいろな教育がありますけれども、どれ一つ欠けてもいけないというのが教育の分野だというふうに思います。様々な計画や施設がこれからも打たれていくことになると思いますが、その課題がそれぞれ学校現場へ飛び込んでしまって、さらに学校現場が忙しくなるということのないように、総合調整を教育委員会としてしっかりとっていただくこと。

そして、やはり何と申しましても、予算が一番必要になります。教育委員会として一番つらいのは予算権を持っていないということだと思いますけれども、ぜひ、今後の県政の中において教育委員会の果たすべき役割をしっかりと果たしていただきますようお願いを申し上げて、この項を終わらせていただきたいと思います。

次に、大きく2点目でございます。

今議会に、三重県子ども条例が上程をされております。三重県において子ども条例が制定されるということに対しまして、一つの感慨を持ちながら大いに評価をさせていただきたいというふうに思っております。

今までの子育て支援から一歩踏み出し、子どもが自ら持てる力を大いに発揮していくための支援が必要であること。子どもの権利が守られなければ豊

かに育つことはできないと考えていること。また、国連の子ども権利条約の理念に基づき、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すとしたことなど、現在の社会において子どもの虐待や貧困など、子どもたちの今置かれている厳しい状況を権利侵害ととらえることで、子どもたちが安心して生きられる社会に参画していけるようになっていくことを切に望むものであります。

今や、子どもたちの置かれている家庭状況は、以前の家族という形態が大きく変化し、家庭そのものが子どもを苦しめるという実態もあります。経済格差による家庭への影響、家族形態の変化による家庭状況の安定度の格差、教育に対する格差など、家庭そのものが子どもたちに安心できる居場所となり得ていないなど、様々な状況に置かれた子どもたちがいるという実態を把握するとともに、養護施設の子ども、不登校の子どもにとっては、家庭とが学校そのものが違和感を持ったり嫌悪の対象になったりしています。もしくは、自己否定の原因になったりしています。このような子どもたちにしっかりと子どもの権利条約にうたわれた四つの権利、生きる権利、守る権利、育つ権利、参加する権利を保障することが今求められているのだと思います。

また、今条例の策定に当たり、子ども会議や、子どもたちからの意見募集などの場を設け、広く子どもたちの考えを取り込まれたことは、子どもたちからも大いに評価され、好意的に受けとめられていたようでございます。しかし、残念なのは、検討委員会の場にその子どもたちの代表が参加できなかったことであります。条例検討の場にこそ子どもたちが必要でなかったのかと考えます。今後、この条例にのっとった施策が取り組まれてまいります。子ども条例の第4条に、県の責務として、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに関する施策の策定、実施とあります。施策の策定、当然、計画がつくられていくことになるだろうと考えますが、いつごろ、どのような人により、どんな場で、どのようなプロセスで行われるのか、計画的な取組の検討と検証の場にぜひ子どもたちの参加を求めたいと考えます。条例は制定がスタートです。どうすれば厳しい立場に置かれた子どもたちの思いが受けとめられ、権利が尊重されるのかしっかりとした取組を切に要望すると

ころであります。

これらの点につきまして、知事がこの子ども条例に託す思い、そして、この条例制定を進行していくこども局長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 子どもというのは、社会の宝でございます。そして、私たちの未来そのものであると、こう思っております。子どもが健やかに豊かにはぐくまれるということは社会全体の願いであると、こう考えます。我が国では、どちらかという高齢者対策というものに重点がかかって、現実には、経費、予算も多くかかるところでありますけれども、やはり子どものことというのは、別にそちらのほうがと順位をつけるわけではありませんが、未来そのものであるという意味で大変重要でございます。

そういう意味では、行政にこども局という一つの、教育委員会とはもう一つ別に、ばらばらになっておる施策をまとめていくという、そういう思いを持ってきておりまして、そして、平成20年からようやくこども局をスタートさせるということができました。そして、そのこども局ができた中での取組の中の成果として、私のちょうど2期8年の最後の部分で条例までこぎつけられたこと、これは太田局長はじめ担当部局もしっかり取り組んでもらったところでありますし、私としては、よかったなと、こう思っております。

子どもについての考え方でありますけれども、やはり、これまでは子育てということに重点がありましたけれども、こども局が発足して以来、もう一つ、大きな柱として、本来子どもには自ら育つ力があるんだと、子育てということに着目をしたわけでありまして。大人がその力を信じて様々にかかわるということで、子ども自身が学び、人を大切に思う心や、人と力を合わせて困難を乗り越える力を身につけるといえることができると思います。そして、やがては、次の世代を大切にはぐくむことのできる大人へと育ていけるものと考えております。そのため、家庭や地域の中に強いきずなを紡ぎ、子どもが自分の力を発揮して育つことのできる社会を実現していくということこ

そが、私たち大人の責務であると考えておるところであります。

御指摘ありましたように、国連の子ども条約、これを我が国が批准するときにもいろいろ議論があつたりいたしました。女性の例えば政治参政権、こういったものがつくられてきた、そういう過程を考えてみても、あるいは、今、同時に議論されておる男女共同参画社会、こういったものは、やはり時代を背景としながら、文化以上に人類の文明が進んでいくという状況の中です。この文明が変わっていく中ではなかなかその切りかえができない議論というのが出てくるところでございます、子ども条約の議論、国会の中で少し見ながら、私もそういう思いをしたところでもあります。そういう意味では、先般、中森議員にも御質問いただき、三重県では実にいい議論をしっかり組んでやっていただいておりますなど、こう思っております。

県内では、既に、みえ次世代育成応援ネットワークの取組など、多くの企業、あるいは地域の皆さんの参画で、そういった地域社会づくりの活動が盛んになってきておるところでございます。この条例ができるということでそういった取組が一層盛んになり、定着、発展するものと期待をいたしております。また、このようなことから、県としましては、子どもの育ちを支えることのできる社会を実現するため、子ども条例を県民の皆さんと共有し、広く取組を進めていこうという、そういう方針のもとで今取り組んでおるところでございます。

〔太田栄子健康福祉部子ども局長登壇〕

健康福祉部子ども局長（太田栄子） 私のほうからは、条例に基づく取組の検証と、子どもたちの参加についてお答え申し上げます。

この条例では、県の施策として、子どもの権利について、子どもを初めとする県民の正しい理解を促進することとか、また、子どもの主体的な活動や、これを支える大人の取組を支援すること、それから、さらに、子どもにかかわるあらゆる分野でその意見を尊重することなどに取り組むことにしております。そして、こうした取組を総合的に推進するために、庁内に推進会議を

設置することとしております。それとともに、NPOなど、子どもにかかわる団体の皆さんや、市町などにも働きかけを行い、様々な活動が促進されるようにやっていきたいというふうに思っております。

このような県や様々な主体の皆さんとの取組については、毎年その結果を集約して、県民の皆さんに参画をいただいて評価を行うというふうに考えております。そして、とりわけ、子どもたちがこの評価に参画するということは非常に重要なことだというふうに考えております。そうした機会を確保するとともに、そこで出された子どもたちの意見を尊重し、次の取組に生かすこととしております。こうしたことにより、子どもや子どもを支える地域の皆さんと力を合わせ、子ども条例に基づく施策の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔28番 藤田泰樹議員登壇〕

28番（藤田泰樹） ありがとうございます。

知事のこれまで2期8年にわたる取組の中で、いわゆる子どもというものに視点を当てた取組、大変たくさん打っていただいたというふうに私も喜んでおります。ちょうど知事が初回の出馬をされる時、私も県議選を闘っておる最中でした。私の決起集会に知事にも入っていただいたんですけども、その場で、ぜひ県政の場でともに働く場を与えていただきたいというお話をされたこと、改めて思い出して聞かせていただいておったところでございます。30人以下学級の実施やら、こども局の設置等、これまで取り組んでみえたものは実績としてしっかりと三重県の大地に根づいていくことだろうというふうに思っております。本当に私からも感謝を申し上げたいと思いますし、知事の思いというのもしっかりと受けとめさせていただいたところでございます。

こども局長のほうから、施策の展開についてお答えをいただきました。評価の場にぜひ子どもを参加させていただきたい。大変すばらしいことだと思います。でも、できれば、計画のほうにも入れてください。計画と評価とい

うのは裏表になってまいるはずでございます。その部分に子どもたちが入っていくというのが大変重要だろうと思っております。

実は、私の手元に子どもたちの声というのが少し届けられております。その中のことを少し紹介しておきたいと思えます。子ども条例の作成に当たって、子どもたちの意見を書いてもらうという取組を県のほうからしていただきました。そのときに、中学校3年生の教室で、担任から、子ども条例の制定に知事が非常に熱心である、様々なところであいさつの中に子ども条例の必要性を述べているという紹介のもとに、君たちの日ごろ考えていることを書いてほしいと伝えて、書いてもらったそうです。子どもたちは大変熱心に意見を書き込んだといえます。

その日の様子を、ある生徒は家に帰って母親に、「大阪府とかの知事はしょっちゅうテレビに出て、三重県の知事は見たことがないし、どんな人かなと思っていただけ、私ら子どもの意見を聞きたいって子ども条例をつくるんだって、知事、やるじゃん」と伝えたということです。持ち帰ったカードに、自分の夢やもっと学びたいことを一生懸命書いていたということです。大人が子どもに真剣に向き合うということの大切さを改めて感じたところです。子どもたちにとっては大変うれしい出来事であったようでございます。

一方で、不登校を経験した子どもが、子ども条例が策定されるということを知って非常に期待をしたそうです。しかし、検討が進むにつれて、徐々にあきらめの気持ちになったといえます。条例ができると、いわゆる自分たち、その子どもたちのような環境にいる子どもへのまなざしも変わるのかもしれないと期待して、子ども会議にも参加されたそうです。けれども、「大人はやっぱり自分たちの都合のいい話ばかりを受け入れて、大人の期待することを言ってくれる子、頭のいい子や自分の意見をちゃんとと言える子ばかりにマイクが回っていく、私は何のためにこの場へ参加したんでしょうか。子ども条例をつくらうとしたことはいいことやと思う、けど、結局は、本当に子どもたちの意見を聞いてつくってくれるのかという思いが抜け切らない、厳しい意見だと思えます。

でも、やはり、子どもたちというのは、自分たちの思いを聞いてほしい、そして、それを届けたい、そういう思いはしっかりとみんなが持っています。確かに、話すのがうまい子、下手な子、しっかりとした言葉にできない子、います。いても、それを真摯に向き合って聞き取ることができるか。これが政治に携わる者としても大変重要なことではないかという思いを抱かせる言葉だというふうに思います。ぜひ、この子ども条例が絵にかいたもちにならないように、しっかりとした施策として取り組んでいただけるようお願いを申し上げて、この項を終わります。

最後に、少子化の流れがますます強まっている現状を見て、子育て支援の問題について少し伺います。

この問題、緊急かつ重要なことであることは、すべての人が認めることです。多くの施策が取り組まれて、地域ぐるみの取組など、子育て支援の考え方は広がりを見せてきていると思います。しかし、高いニーズがあるにもかかわらず、保育所と幼稚園の連携や、認定こども園の設置、そして、24時間夜間保育、病児・病後児保育などの実情は、認定こども園1園、病児・病後児保育は8カ所と、大変遅れていると言わざるを得ません。

特に夜間保育や病児・病後児保育は、市町で取り組まれているものも病児・病後児のほうは一部ございますけれども、夜間保育についてはもうほとんど民間にゆだねられているというのが現状です。しかも、夜間保育の場合、無認可保育所が多くを占め、四日市市においても保育ルーム的なものが非常に多く見られます。昼間の保育と夜間の保育とを別々の保育所に通わされているという親もございます。こういう保護者にとりましては、大変、経済的負担も大きなものになってきていると考えますが、先ほど、知事のお話の中にも出てきましたけれども、男女共同参画の観点から考えましても、こういうものについて公的な、公でつくれとは言いません、公的な認可保育所における実施が重要と考えますけれども、今後どのように進められようとするのか、また、認定こども園については、今後どう考えていかれるのか伺いをいたします。

〔太田栄子健康福祉部こども局長登壇〕

健康福祉部こども局長（太田栄子） まず、多様な保育ニーズに関する御質問についてでございます。

そのうちの一つ、病児・病後児保育でございますが、現在、県内で八つの市において病院に併設する形で実施をされております。この病児・病後児保育というのは、看護師とか手厚い職員配置が求められておることから、その一方で、利用児童にもちろんのこと変動がございます。そういったことから、一保育所が単独で実施することは運営上なかなか困難ということもあって、保育所における実施が進みにくい状況というのはあるかというふうに思っております。

このような中、様々なニーズにこたえていく方法としまして、既に病児・病後児保育を実施している施設を近隣の市町の住民の皆様にも利用いただけるような取組というのが有効であるかというふうに思っております、既に、県内では3地域で広域的な連携による病児・病後児保育が実施されておるところでございます。

そこで、県といたしましても、こうした取組を他地域にも広めようということで、平成22年度から広域連携を支援する補助制度を創設して推進をしておるところでございます。

もう一つの、24時間保育など夜間の保育等々についてでございますけれども、平成22年3月に、各市町が地域のニーズを踏まえて次世代育成支援行動計画というのを策定いたしました。その中、集計をいたしますと、夜間保育の実施について目標を掲げている市町というのは、残念なことながら二つにとどまっております。この背景には、早朝とか夜間の多様な保育のニーズはあるとはいうものの、やはり利用見込み人数と施設の職員配置のコストとがなかなか見合いにくいといった理由もあるかというふうに聞いておりました、これは県におきましても非常に課題と考えておりますが、市町においても非常に悩みが深いというふうにも聞かせていただいているところでございます。

現在、国は、平成25年度から施行を予定しております、子ども・子育て新

システムにおきまして、親の多様な就労形態に対応した柔軟な保育サービスを提供できる仕組みを検討しておるところでございます。県としまして、こうした国の動向を注視するとともに、保育サービスの実施主体であります市町としっかり協議をする場が必要だというふうに考えておりました。現在、保育制度のあり方研究会というのを担当者間でつくっております。そこで、こうした多様なニーズにこたえる保育サービスのあり方について、引き続きしっかり情報を共有し、議論を深め、検討していきたいというふうに思っております。実は、さきに紹介しました補助制度でございますが、これもこの研究会の中から市町と協議する中で生まれたものでございます。

次に、認定こども園でございます。

現在、菰野町で1園、それから、本年4月には、伊勢市において1園が開設計画でございます。

県としましては、これまで制度の普及・啓発を行ってまいりましたけれども、当初、財政措置がなされていないといったこととか、会計処理の煩雑さなどの面がありましてなかなか設置が進んでできませんでした。それで、今後は、現在、県の次世代育成支援行動計画のほうに数値目標、26年度に5カ所というふうに掲げてございますので、これに向けてしっかり市町と連携して進めていきたいというふうに思っております。

これにつきましても、現在、先ほど御紹介しました子ども子育て新システムにおきまして。

副議長（森本繁史） 答弁は簡潔に願います。

健康福祉部こども局長（太田栄子） 幼保一体化施設というのは検討されておりますので、こちらのほうもしっかりと情報収集しながら市町と連携してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔28番 藤田泰樹議員登壇〕

28番（藤田泰樹） ありがとうございます。

病児保育につきましては、広域でということですが、やはり各地域

に一つは要ると思いますので、ぜひその方向でお取組をいただきたいと思
います。

最後に、3期12年、県政に携わる場を与えていただきました多くの方々に
感謝をし、真摯な対応をいただいた知事はじめ執行部にお礼を申し上げ、子
どもとともに、これからの県政がさらに発展していくことをお願い申し上げ
まして、私からの質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

副議長(森本繁史) 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

明25日は、定刻より、追加議案の上程を行います。

散 会

副議長(森本繁史) 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時2分散会